

第 2 期

小浜市子ども・子育て支援事業計画

令和 2 年 3 月

(令和 3 年 1 0 月改定)

(令和 4 年 1 0 月改定)

小 浜 市

はじめに

国において、平成24年8月に成立した「子ども・子育て関連3法」に基づき、平成27年度から「質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大及び確保」「地域における子ども・子育て支援の充実」などを図る「子ども・子育て支援新制度」が始まりました。

本市においても、「子ども・子育て支援新制度」に基づく、「小浜市子ども・子育て支援事業計画」を平成27年3月に策定し、地域住民との協働の下、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現されるよう、様々な子育て支援に取り組んでまいりました。

しかしながら、我が国における急速な少子化や核家族化の進行、就労形態の多様化、地域コミュニティの衰退など、子ども・子育て世帯を取り巻く環境はさらに大きく変化してきており、待機児童を出さないための受け皿づくりや保育の質の確保、子育て支援関連事業の充実など、地域社会全体で子ども・子育てを支えていく環境づくりがこれまで以上に求められるようになってきました。

こうした変化を受け、今般、「小浜市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念である「みんなが元気 みんなが笑顔 地域で子育て支えあい」を継承し、令和2年度から5年間を計画期間とする「第2期小浜市子ども・子育て支援事業計画」を新たに策定いたしました。今後、本計画に基づき、「地域の宝」である子どもを地域社会全体で支えることで、親が安心して子どもを産み育てられる環境づくりをより一層進めるとともに、子どもたちがいきいきと輝き、心が触れ合い、明るい未来が見えるまちをつくってまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました保護者のみなさま、ご審議いただきました策定委員のみなさまをはじめ、関係者の方々に心から感謝申し上げます。



令和2年3月

小浜市長 松崎 晃治

目 次

第 1 章	計画の策定にあたって	1
1	計画策定の背景と趣旨	2
2	計画の位置づけ	3
3	計画策定の経過	4
4	計画の期間	5
5	計画の対象	5
第 2 章	子ども・子育てを取り巻く現状と課題	6
1	小浜市の人口動態等の現状	7
2	アンケートから見られる現状	13
3	小浜市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題	33
第 3 章	計画の基本理念、基本目標	38
1	基本理念	39
2	基本目標	39
3	施策の体系	41
第 4 章	施策の展開	42
1	妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり	43
2	地域社会における子ども・子育て支援の充実	44
3	子どもの健全育成のための教育環境の整備	45
4	仕事と子育てを両立できる環境づくり	47
5	子どもを守る仕組みづくり	48

第5章 教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期..... 50

- 1 教育・保育提供区域の設定 51
- 2 人口の見込み 52
- 3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方..... 53
- 4 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業..... 56
- 5 地域子ども・子育て支援事業 60
- 6 その他の母子保健事業 71

第6章 計画の推進..... 73

- 1 施策の実施状況の点検 74
- 2 国・県等との連携 74

資料編 75

- 1 小浜市児童福祉審議会設置条例 76
- 1 小浜市児童福祉審議会委員名簿 78
- 2 第2期小浜市子ども・子育て支援事業計画策定に係る経過 79



第 1 章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

我が国の急速な少子・高齢化の進展は、人口構造にひずみを生じさせ、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会の活力低下など、社会経済へ深刻な影響を与えるものとして懸念されています。

また、核家族化の進展、地域におけるコミュニティの希薄化、児童虐待の増加および顕在化、経済的に困難な状況にある世帯における子どもたちへの貧困の連鎖など、



子どもと家庭を取り巻く環境は大きく変化しています。加えて、IoT、ロボット、人工知能（AI）、ビッグデータといった新たな技術の進展が進んできており、学校や学びのあり方など新たな局面を迎えています。こうしたことから、子どもを産み、育てる喜びが実感できる社会の実現、次世代の子どもたちが未来を生き抜く力を身につけることができる社会の構築など、子育てを社会全体で支援していくことが喫緊の課題となっています。

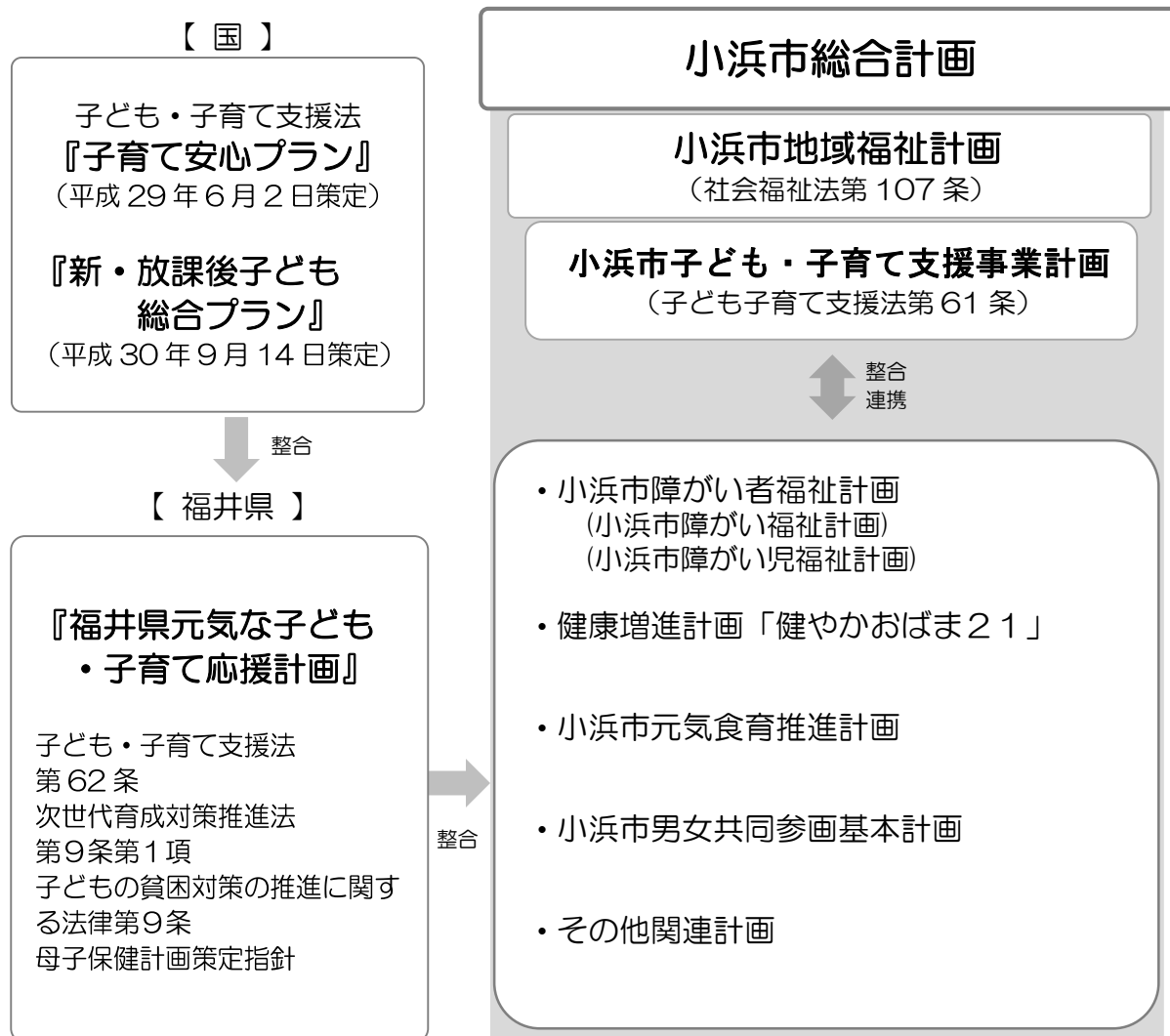
こうした状況の中、国では、平成27年の「子ども・子育て関連3法」の施行以降、「保育士確保プラン」や「ニッポン一億総活躍プラン」による保育士の確保、処遇改善を目指しており、また、平成29年の「子育て安心プラン」施策の一部を前倒しし、令和2年度末までに全国の待機児童を解消、女性の就業率80%に対応できる受け皿の整備を掲げています。

さらに、令和元年5月の子ども・子育て支援法一部改正に伴い、令和元年10月から幼児教育・保育の無償化が実施され、子どもや子育て家庭を支援する新しい制度の構築が進んでいます。こうした制度を推進する上で、子どもを権利の主体と位置づけながら「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指すことが基本となっています。

本市においても、国の動きや社会の動向を踏まえ、平成27年3月に策定した「小浜市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承しつつ、令和2年度から令和6年度までの5年間を計画期間とする「第2期小浜市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、教育・保育および地域子ども・子育て支援事業を提供する体制の整備と子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境の整備に取り組みます。

2 計画の位置づけ

この計画は、小浜市総合計画に掲げられている将来像の実現を目指し、子ども・子育てに関連する分野の部門別計画の整合・連携を図るとともに、平成 30 年 4 月 1 日施行の改正社会福祉法第 107 条において福祉分野の上位計画として位置付けられた地域福祉計画とのさらなる整合・連携を図ります。



3 計画策定の経過

(1) 市民ニーズ調査の実施・・・・・・・・

本計画を策定するための基礎資料を得るため、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施し、子育て支援に関するサービスの利用状況や今後の利用希望等の把握を行いました。調査対象は、小浜市在住の就学前児（0歳～5歳）の保護者、小学生（6歳～11歳）の保護者、妊婦を平成31年1月24日現在の住民基本台帳から抽出し実施しました。

特に、就学前児の保護者、小学生の保護者調査においては、国から示された調査項目および集計方法に基づき、潜在需要も含めて、ニーズ調査の結果の分析を行いました。

(2) 「小浜市児童福祉審議会」の開催・・・・・・・・

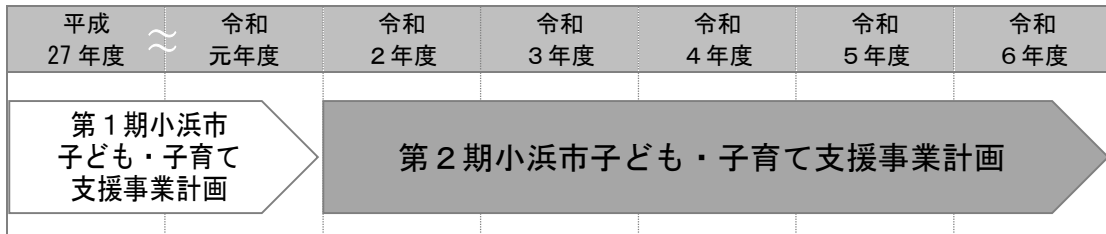
本市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、教育委員会の委員、児童委員、学識経験者、保育園関係者、保護者等で構成する「小浜市児童福祉審議会」を開催し、子ども・子育て支援事業計画の内容について協議しました。

(3) パブリックコメントの実施・・・・・・・・

この計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、広く市民の方々から意見を募り、計画を策定しました。

4 計画の期間

第2期計画は、第1期計画を引き継ぎ、令和2年度から令和6年度までの5年間で計画期間とします。



5 計画の対象

この計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てに関わる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。また、子ども・子育て支援法が定めるところの、就学前の教育・保育事業と地域における子育て支援事業を対象とします。



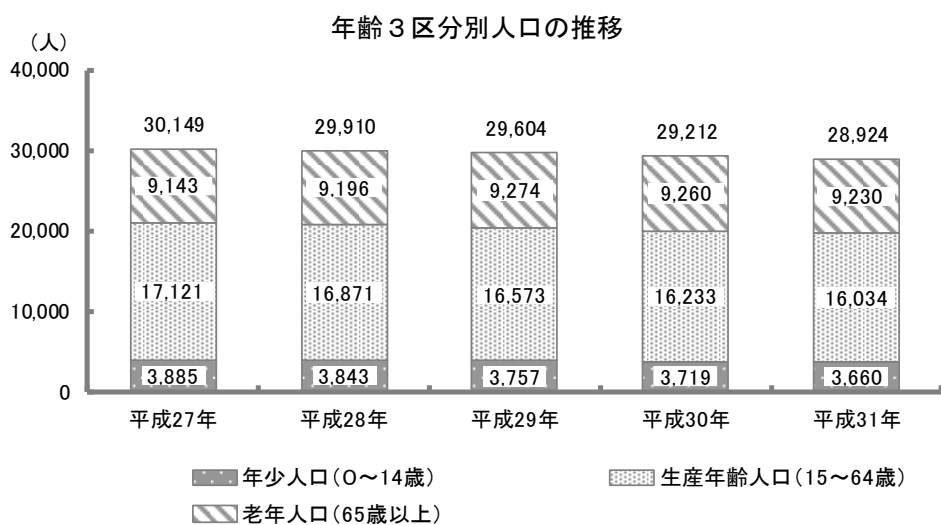
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状と課題

1 小浜市の人口動態等の現状

(1) 人口の状況

① 年齢3区分別人口の推移

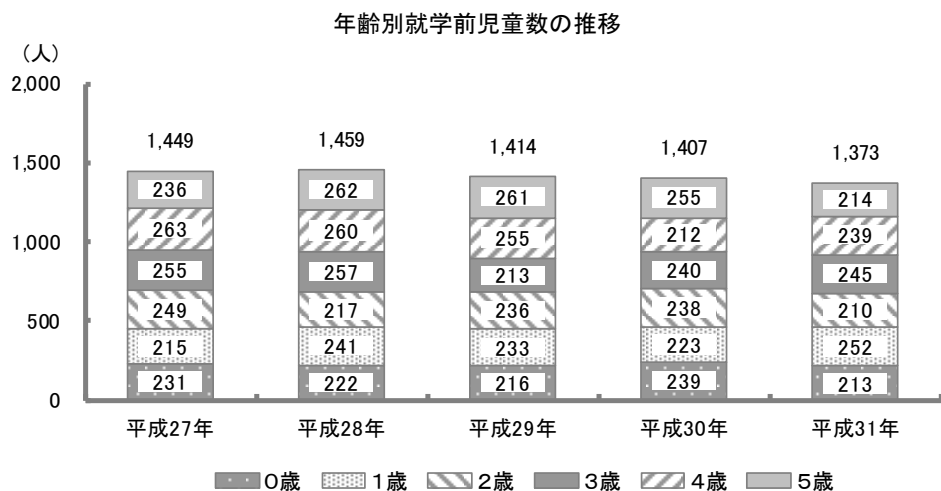
本市の人口推移をみると、総人口は年々減少し、平31年4月現在で28,924人となっています。また、年齢3区分別人口構成の推移をみると、特に、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が減少しています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

② 年齢別就学前児童数の推移

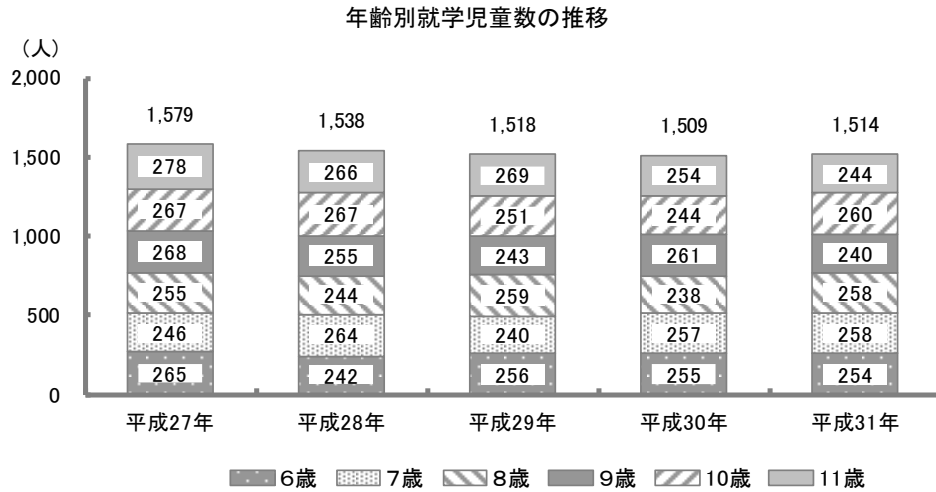
本市の0歳から5歳の子ども人口は平成27年以降減少しており、平成31年4月現在で1,373人となっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在）

③ 年齢別就学児童数の推移

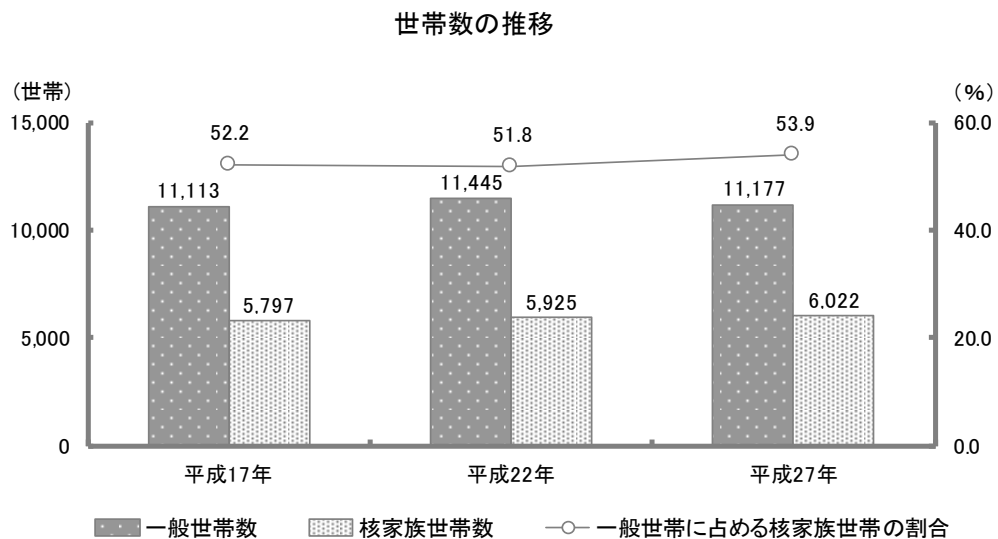
本市の6歳から11歳の子ども人口は平成27年以降減少傾向にあり、平成31年4月現在で1,514人となっています。



（2）世帯の状況

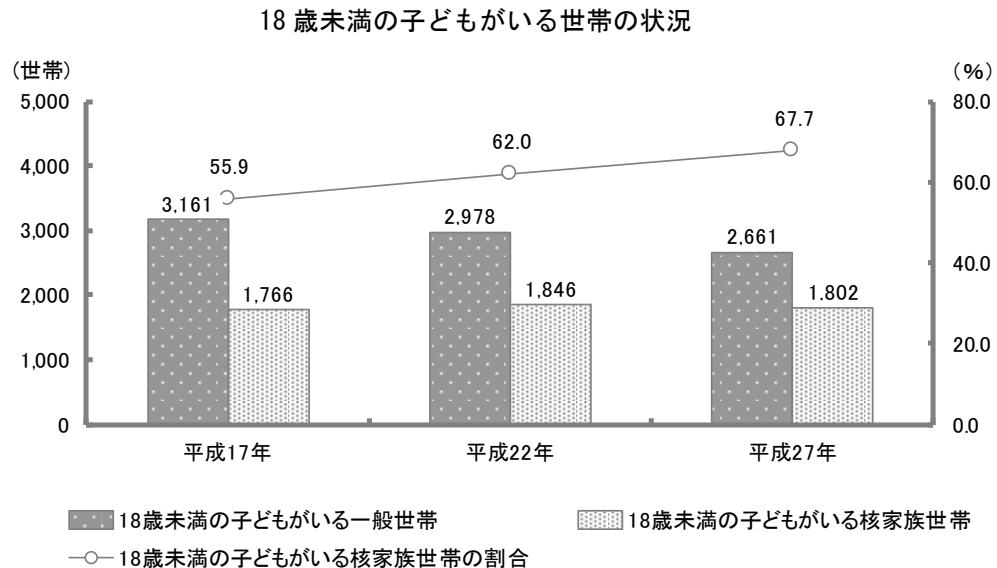
① 世帯数の推移

本市の核家族世帯数は年々増加しており、平成27年で6,022世帯となっています。また、一般世帯に占める核家族世帯の割合も増加しており、平成27年では53.9%となっています。



② 18 歳未満の子どもがいる世帯の状況

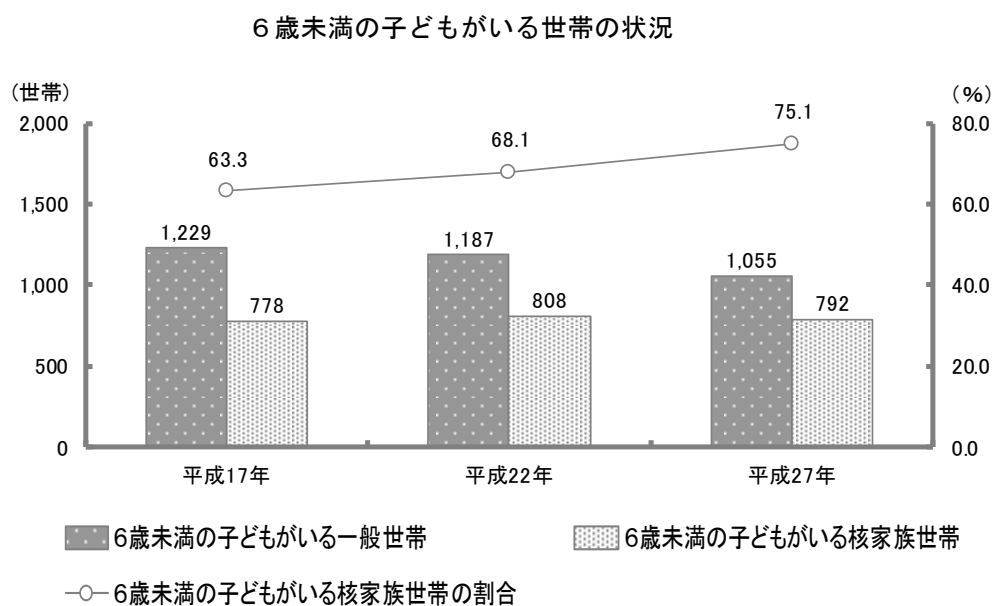
本市の 18 歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成 27 年で 2,661 世帯となっています。一方で、18 歳未満の子どもがいる核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

③ 6 歳未満の子どもがいる世帯の状況

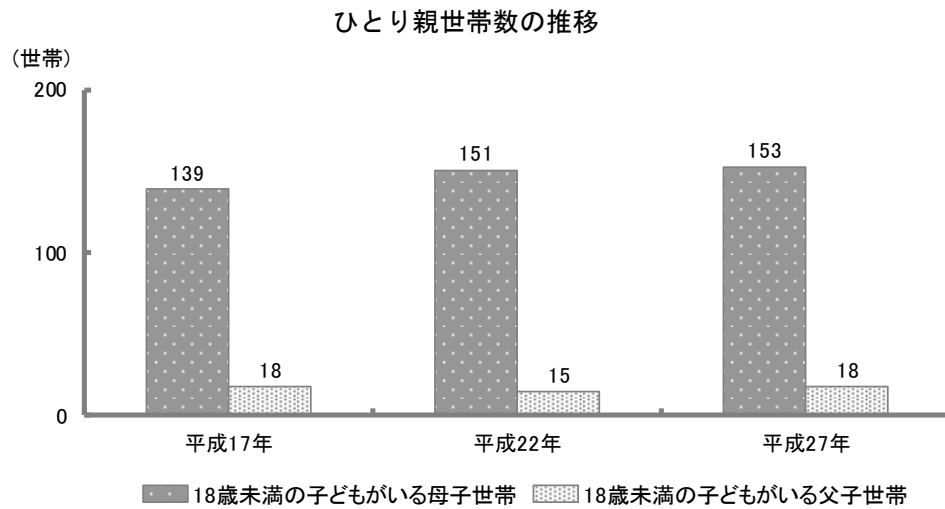
本市の 6 歳未満の子どもがいる一般世帯数は年々減少しており、平成 27 年で 1,055 世帯となっています。一方で、6 歳未満の子どもがいる核家族世帯数は横ばい傾向にあり、核家族世帯の割合は増加しています。



資料：国勢調査

④ ひとり親世帯数の推移

本市の 18 歳未満の子どもがいる母子世帯は増加しており、平成 27 年で 153 世帯となっています。また、18 歳未満の子どもがいる父子世帯は平成 27 年で 18 世帯となっています。

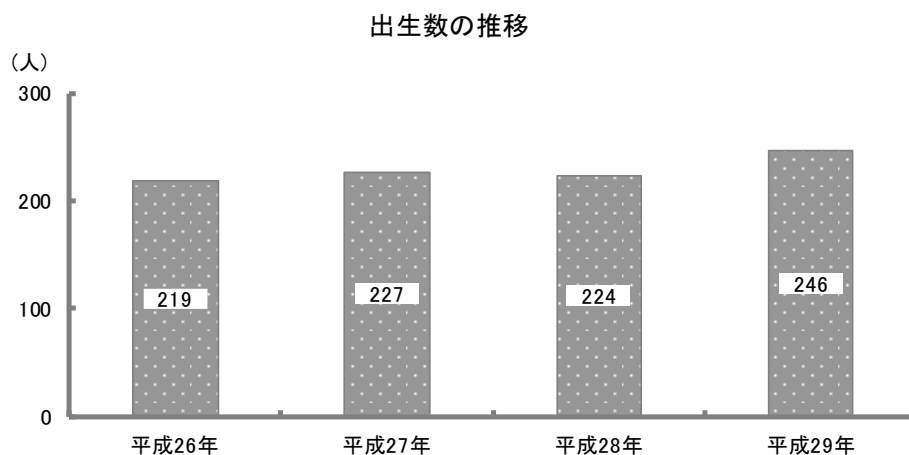


資料：国勢調査

(3) 出生の状況

① 出生数の推移

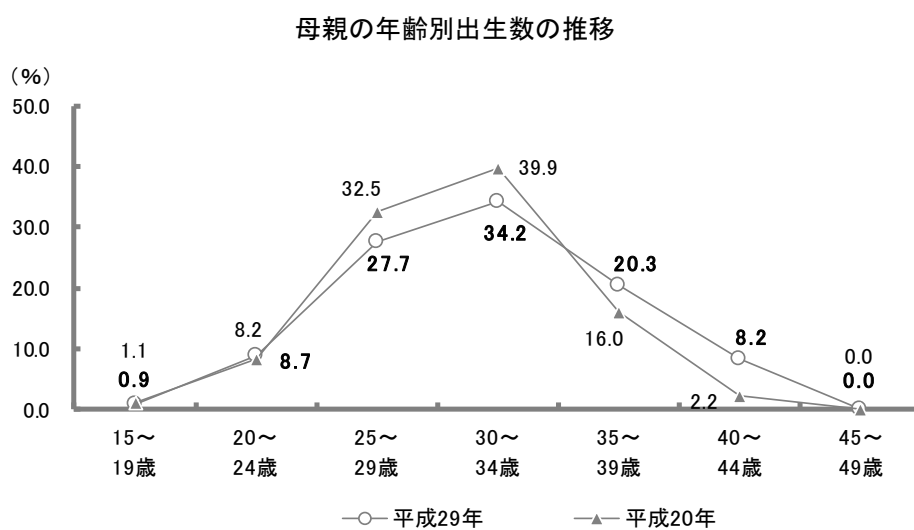
本市の出生数は増加傾向にあり、平成 29 年で 246 人と過去 5 年間で約 1 割増加しています。



資料：福井県衛生統計年報

② 母親の年齢別出生数の推移

本市の母の年齢（5歳階級）別出生率の推移をみると、平成 20 年に比べ平成 29 年で、25～34 歳の割合が減少しているのに対し、35～44 歳の割合が増加していることから晩産化が進行していることがうかがえます。

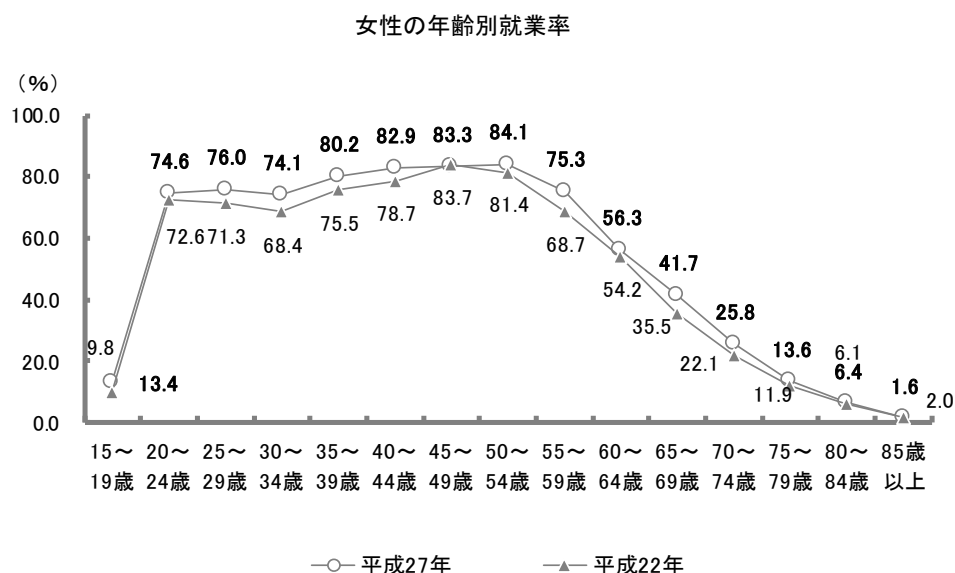


資料：福井県衛生統計年報

(4) 労働の状況

① 女性の年齢別就業率

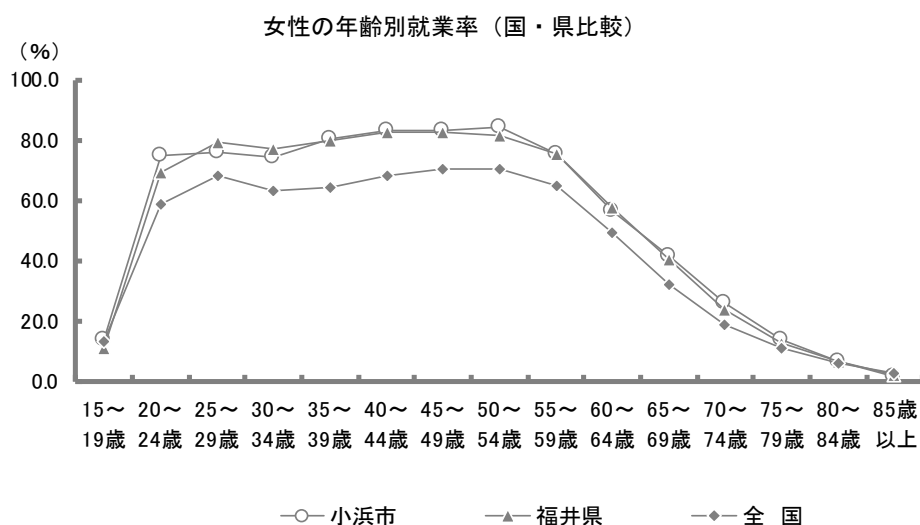
本市の女性の年齢別就業率は、平成 22 年に比べ平成 27 年で上昇し、特に 30 歳代の就業率が増加しているため、近年ではM字カーブは緩やかになっています。



資料：国勢調査

② 女性の年齢別就業率（国・県比較）

本市の平成 27 年の女性の年齢別就業率を全国、県と比較すると、県とは大きな差はないものの、全国より高くなっています。



資料：国勢調査

2 アンケートから見られる現状

(1) 調査概要

① 調査の目的

「第2期小浜市子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、必要な教育・保育および子育て支援の量の見込みの算出や質の状況を把握するため、市民の教育・保育および子育て支援に関する生活実態や要望・意見などに関する調査を実施しました。

② 調査対象

小浜市在住の就学前児の保護者 1,054 人、小学生の保護者 861 人、妊婦 85 人を無作為抽出

③ 調査期間

平成 31 年2月 19 日から平成 31 年3月4日

④ 調査方法

郵送による配布・回収

⑤ 回収状況

	配 布 数	有効回答数	有効回答率
就学前児の保護者	1,054 通	825 通	78.3%
小学生の保護者	861 通	553 通	64.2%
妊婦	85 通	50 通	58.8%

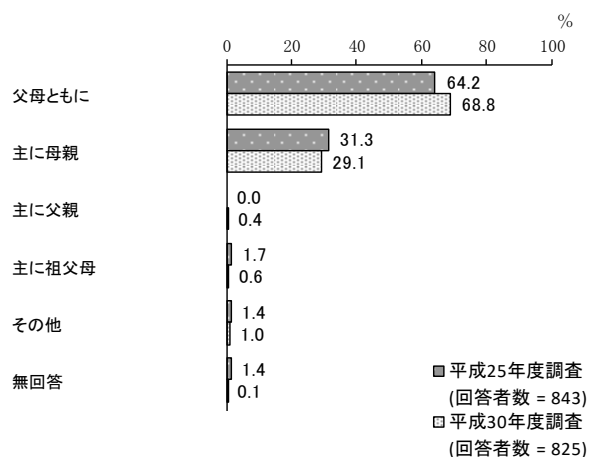
(2) 調査結果

【就学前児の保護者】

○子どもの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人について

「父母ともに」の割合が 68.8%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が 29.1%となっています。

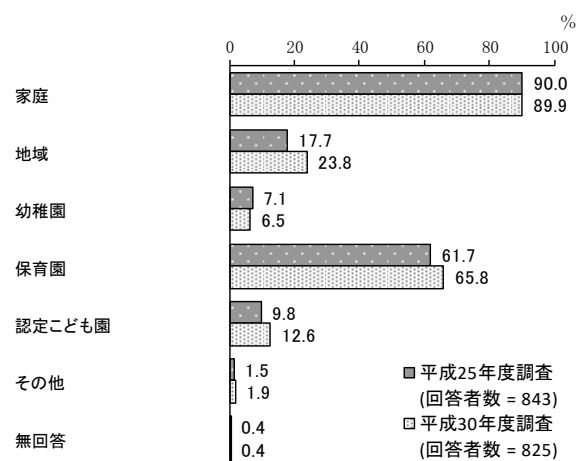
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○子どもの子育て（教育を含む）に、大きく影響すると思われる環境について

「家庭」の割合が 89.9%と最も高く、次いで「保育園」の割合が 65.8%、「地域」の割合が 23.8%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、「地域」の割合が増加しています。



○親族に子どもをみてもらっている状況について

「安心して子どもをみてもらえる(精神的・身体的・時間的制約の心配がない)」の割合が 71.3%と最も高く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」の割合が 22.8%、「親族や友人・知人の身体的な負担が大きく心配である」の割合が 22.6%となっています。

回答者数 = 742

安心して子どもをみてもらえる(精神的・身体的・時間的制約の心配がない)

親族や友人・知人の身体的な負担が大きく心配である

親族や友人・知人の精神的・経済的な負担が大きく心配である

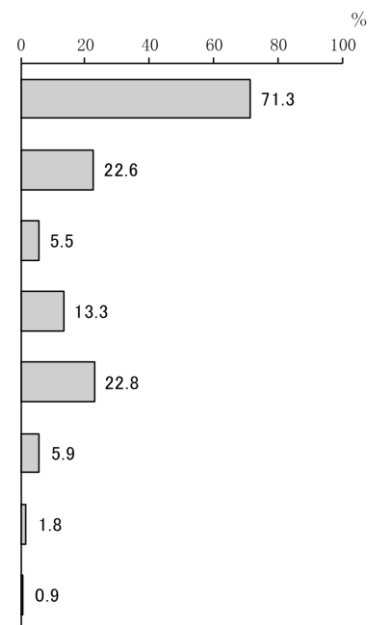
親族や友人・知人の時間的制約が大きく心配である

自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい

子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある

その他

無回答



○知人に子どもをみてもらっている状況について

「安心して子どもをみてもらえる(精神的・身体的・時間的制約の心配がない)」の割合が 46.8%と最も高く、次いで「自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい」の割合が 33.7%、「親族や友人・知人の時間的制約が大きく心配である」の割合が 18.4%となっています。

回答者数 = 190

安心して子どもをみてもらえる(精神的・身体的・時間的制約の心配がない)

親族や友人・知人の身体的な負担が大きく心配である

親族や友人・知人の精神的・経済的な負担が大きく心配である

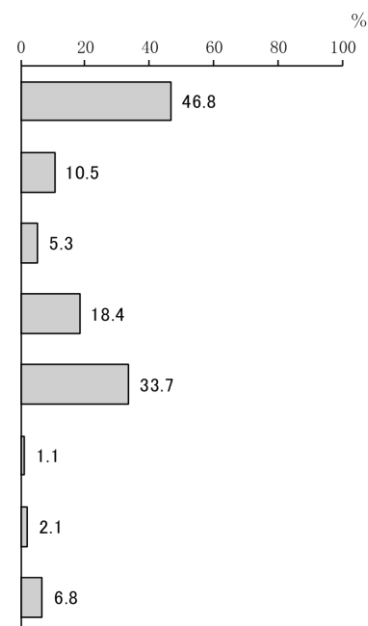
親族や友人・知人の時間的制約が大きく心配である

自分たち親の立場として、負担をかけていることが心苦しい

子どもの教育や発達にとってふさわしい環境であるか、少し不安がある

その他

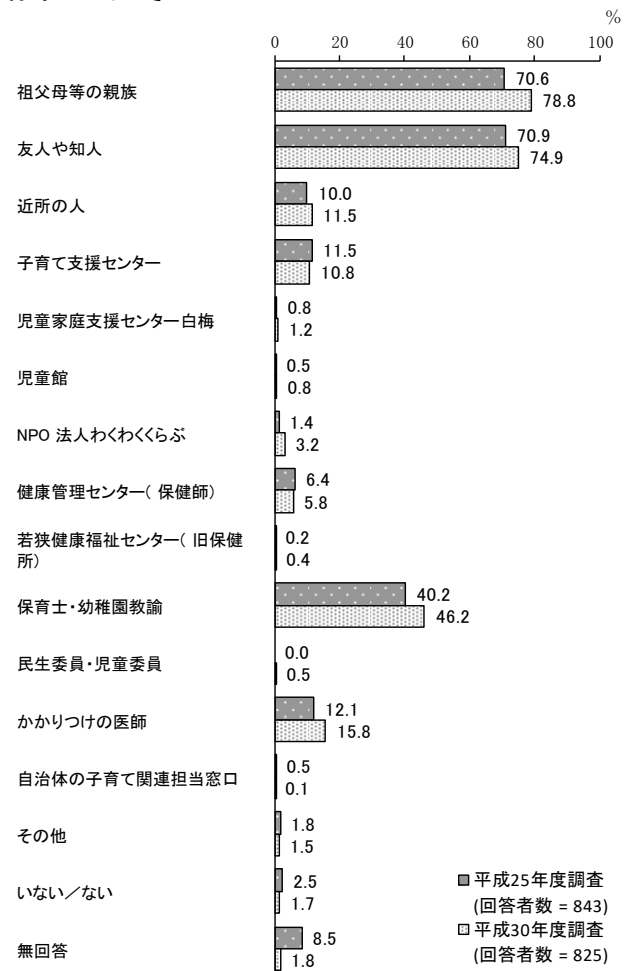
無回答



○気軽に相談できる先は、誰（どこ）かについて

「祖父母等の親族」の割合が78.8%と最も高く、次いで「友人や知人」の割合が74.9%、「保育士・幼稚園教諭」の割合が46.2%となっています。

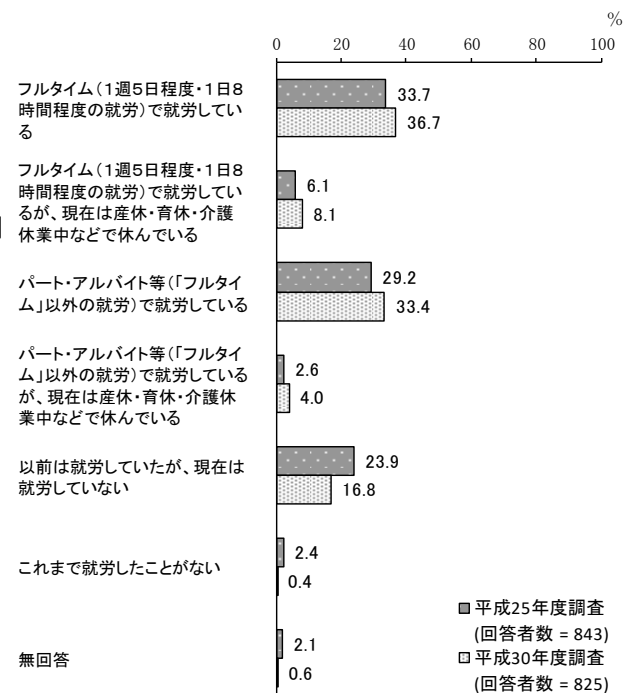
平成25年度調査と比較すると、「祖父母等の親族」「保育士・幼稚園教諭」の割合が増加しています。



○母親の就労状況について

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」の割合が36.7%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している」の割合が33.4%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が16.8%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が減少しています。



○父親の就労状況について

「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している」の割合が 99.0%と最も高くなっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労している

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、現在は産休・育休・介護休業中などで休んでいる

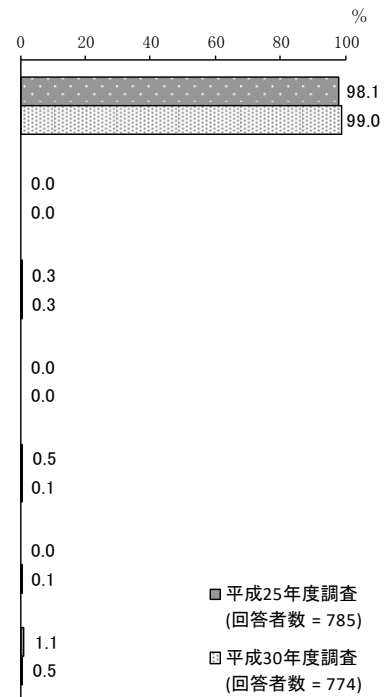
パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労している

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、現在は産休・育休・介護休業中などで休んでいる

以前は就労していたが、現在は就労していない

これまで就労したことがない

無回答



○母親のフルタイムへの転換希望について

「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望」の割合が 56.5%と最も高く、次いで「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があるが、実現できる可能性は低い」の割合が 22.1%、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある」の割合が 14.6%となっています。

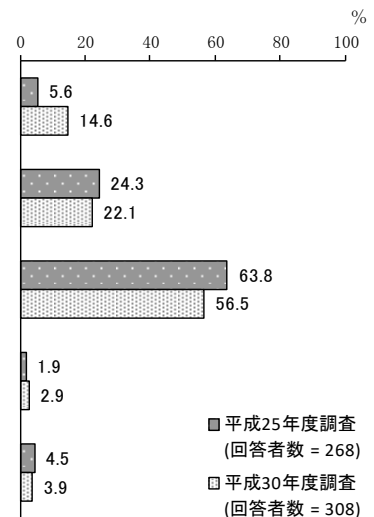
フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があり、実現できる見込みがある

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）への転換希望があるが、実現できる可能性は低い

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）の就労を続けることを希望

パート・アルバイト等（「フルタイム」以外）をやめて子育てや家事に専念したい

無回答



○母親の就労希望について

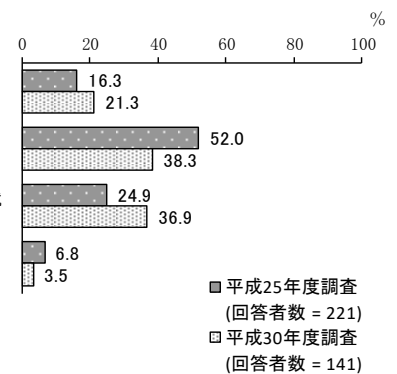
「1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい」の割合が 38.3%と最も高く、次いで「すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい」の割合が 36.9%、「子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）」の割合が 21.3%となっています。

子育てや家事などに専念したい（就労の予定はない）

1年より先、一番下の子どもが一定の年齢になったところに就労したい

すぐにでも、もしくは1年以内に就労したい

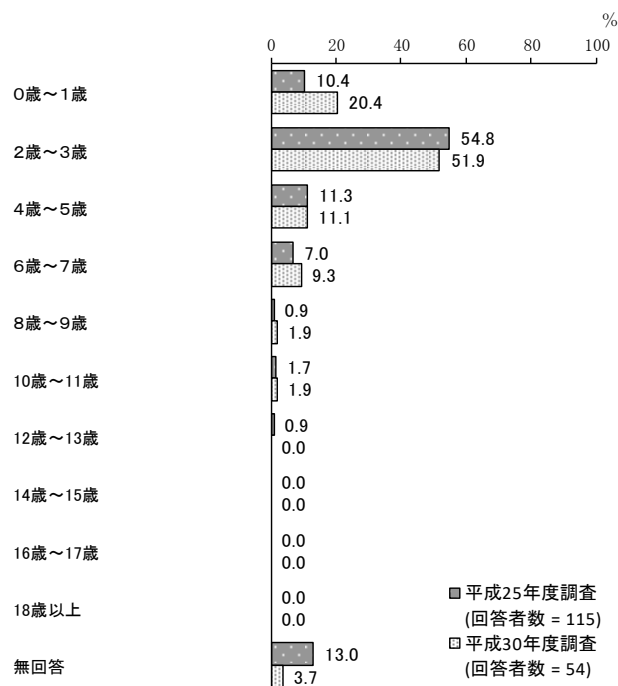
無回答



○一番下の子どもが何歳になったところに就労したいかについて

「2～3歳」の割合が 51.9%と最も高く、次いで「0～1歳」の割合が 20.4%となっています。

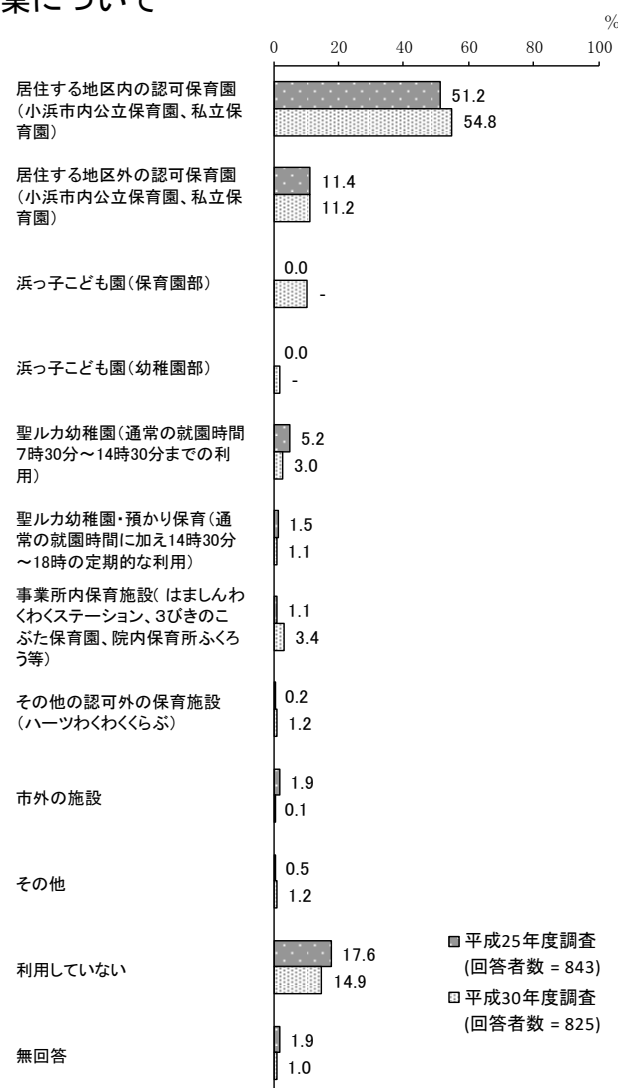
平成 25 年度調査と比較すると、「0歳～1歳」の割合が増加しています。



○平日に利用している教育・保育の事業について

「居住する地区内の認可保育園（小浜市内公立保育園、私立保育園）」の割合が 54.8%と最も高く、次いで「利用していない」の割合が 14.9%、「居住する地区外の認可保育園（小浜市内公立保育園、私立保育園）」の割合が 11.2%となっています。

平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○平日に教育・保育の事業を利用していない理由について

「子どもの母親か父親がみている」の割合が 64.2%と最も高く、次いで「子どもがまだ小さいため」の割合が 36.6%、「子どもの祖父母や親戚の人がみている」の割合が 15.4%となっています。

回答者数 = 123

子どもの母親か父親がみている

子どもの祖父母や親戚の人がみている

近所の人や父母の友人・知人がみている

利用したいが、保育園や幼稚園等に空きがない

利用したいが、経済的な理由で利用できない

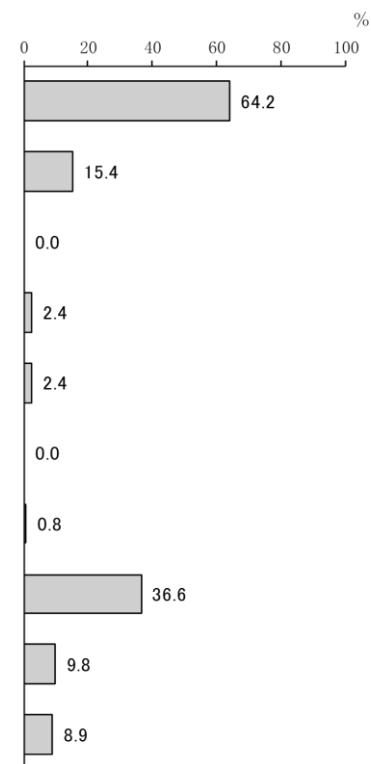
利用したいが、延長・夜間等の時間帯の条件が合わない

利用したいが、質や場所など、納得できる施設がない

子どもがまだ小さいため

その他

無回答



○平日に教育・保育の事業を、子どもが何歳くらいになったら利用しようと考えているかについて

「3歳」の割合が 37.8%と最も高く、次いで「1歳」の割合が 33.3%、「2歳」の割合が 15.6%となっています。

平成25年度調査と比較すると、「1歳」「2歳」の割合が増加しています。一方、「3歳」の割合が減少しています。

1歳未満

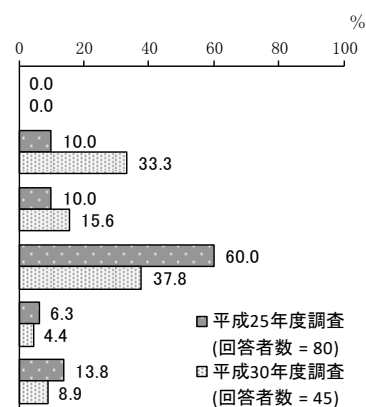
1歳

2歳

3歳

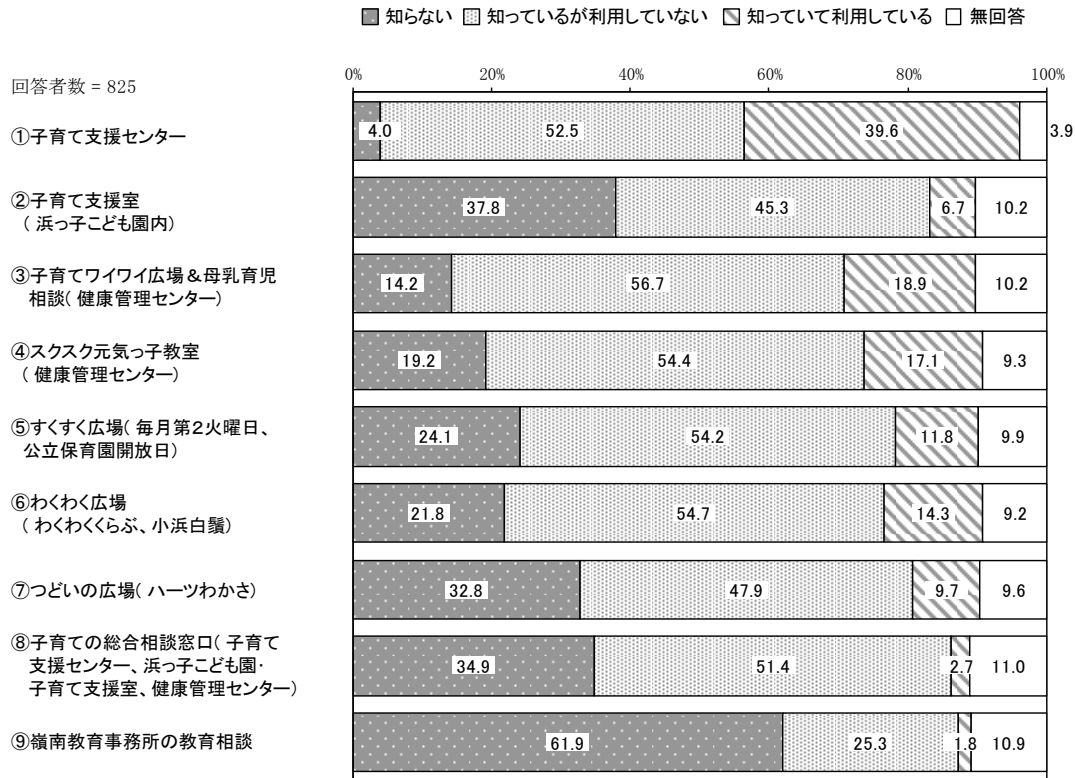
4歳以上

無回答



○知っている事業について

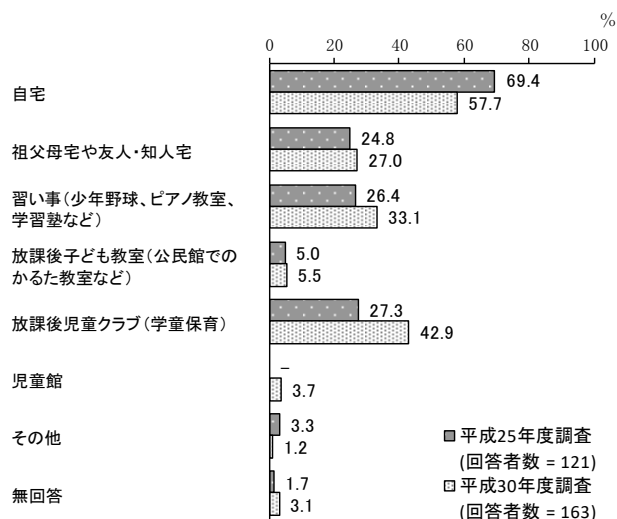
『⑨嶺南教育事務所の教育相談』で「知らない」の割合が6割以上と高くなっています。一方で、『①子育て支援センター』で「知っていて利用している」の割合が高く、約4割となっており、また、『③子育てワイワイ広場&母乳育児相談（健康管理センター）』『④スクスク元気っ子教室（健康管理センター）』で「知っていて利用している」の割合が約2割となっています。



○ 1～3年生のときの放課後の過ごし方について

「自宅」の割合が 57.7%と最も高く、次いで「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 42.9%、「習い事（少年野球、ピアノ教室、学習塾など）」の割合が 33.1%となっています。

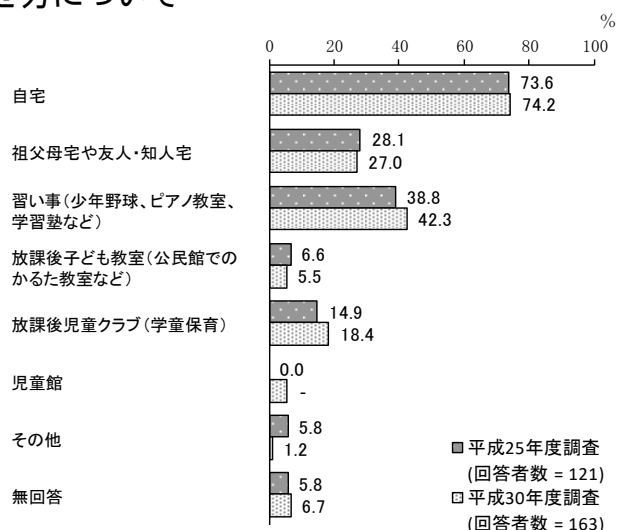
平成 25 年度調査と比較すると、「習い事（少年野球、ピアノ教室、学習塾など）」「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が増加しています。一方、「自宅」の割合が減少しています。



○ 4～6年生のときの放課後の過ごし方について

「自宅」の割合が 74.2%と最も高く、次いで「習い事（少年野球、ピアノ教室、学習塾など）」の割合が 42.3%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 27.0%となっています。

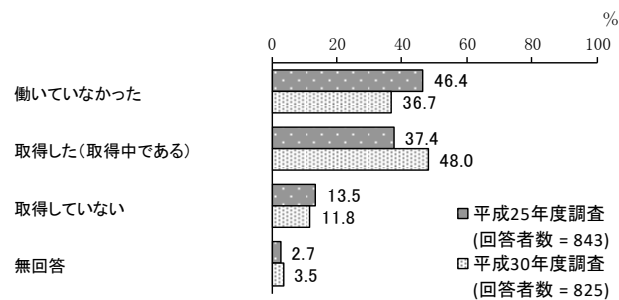
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○母親の育児休業の取得状況について

「取得した（取得中である）」の割合が 48.0%と最も高く、次いで「働いていなかった」の割合が 36.7%、「取得していない」の割合が 11.8%となっています。

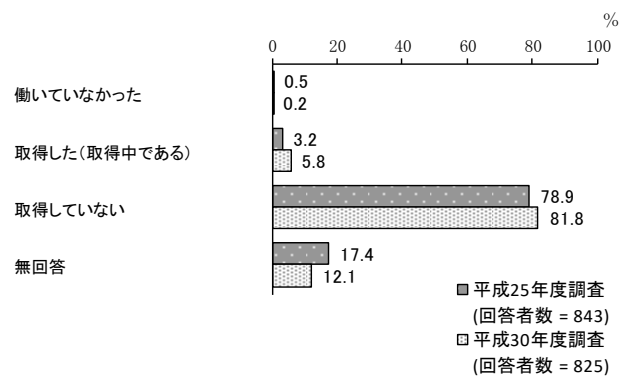
平成 25 年度調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が増加しています。一方、「働いていなかった」の割合が減少しています。



○父親の育児休業の取得状況について

「取得していない」の割合が 81.8%と最も高くなっています。

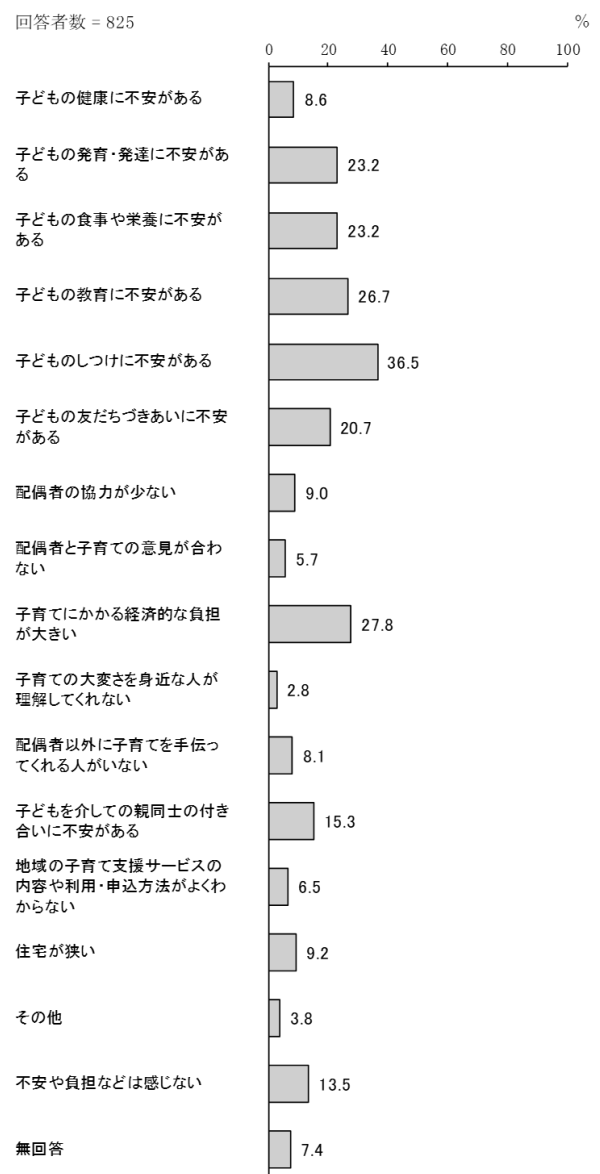
平成 25 年度調査と比較すると、大きな変化はみられません。



○子育てに関して、不安や負担などを感じるについて

「子どものしつけに不安がある」の割合が36.5%と最も高く、次いで「子育てにかかる経済的な負担が大きい」の割合が27.8%、「子どもの教育に不安がある」の割合が26.7%となっています。

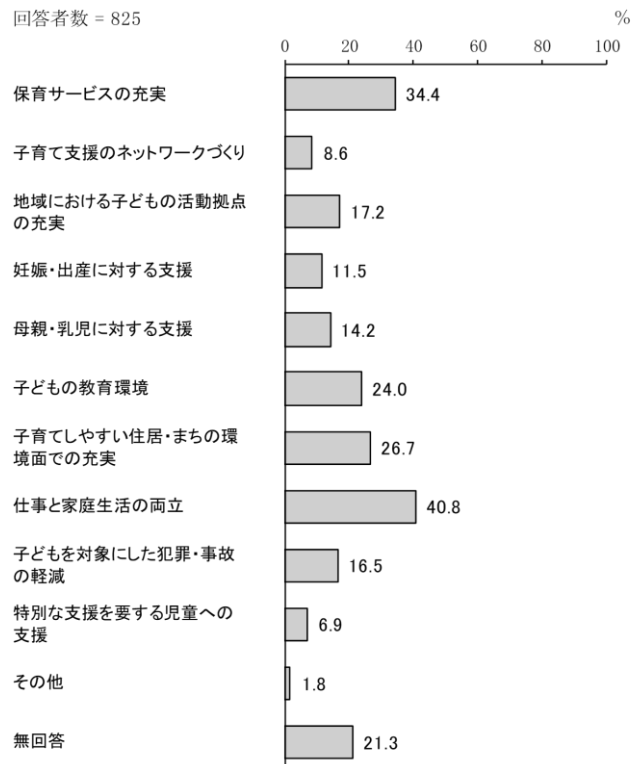
回答者数 = 825



○子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じるかについて

「仕事と家庭生活の両立」の割合が40.8%と最も高く、次いで「保育サービスの充実」の割合が34.4%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が26.7%となっています。

回答者数 = 825

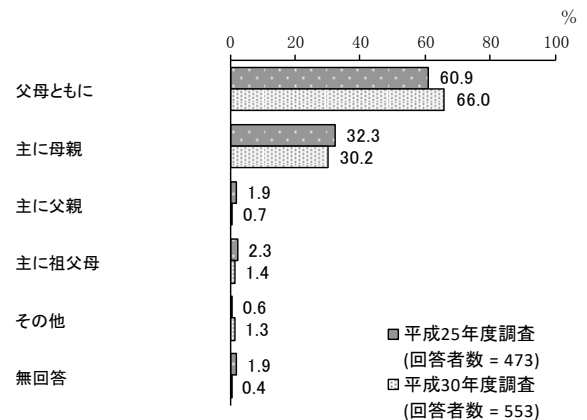


【小学生の保護者】

○子どもの子育て（教育を含む）に日常的に関わっている人について

「父母ともに」の割合が 66.0%と最も高く、次いで「主に母親」の割合が 30.2%となっています。

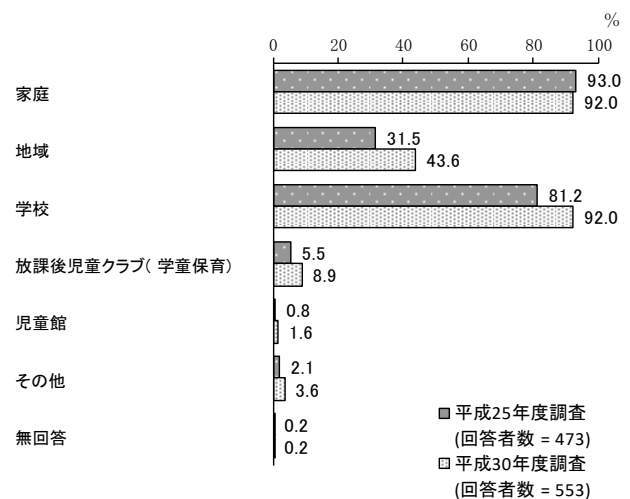
平成 25 年度調査と比較すると、「父母ともに」の割合が増加しています。



○子どもの子育て（教育を含む）に、大きく影響すると思われる環境について

「家庭」、「学校」の割合が 92.0%と最も高く、次いで「地域」の割合が 43.6%となっています。

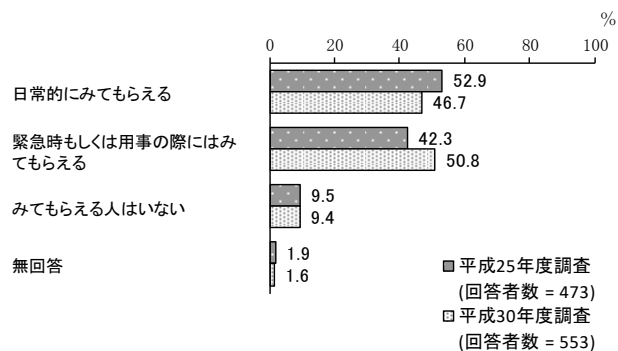
平成 25 年度調査と比較すると、「地域」「学校」の割合が増加しています。



○子どもをみてもらえる親族の有無について

「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる」の割合が 50.8%と最も高く、次いで「日常的にみてもらえる」の割合が 46.7%となっています。

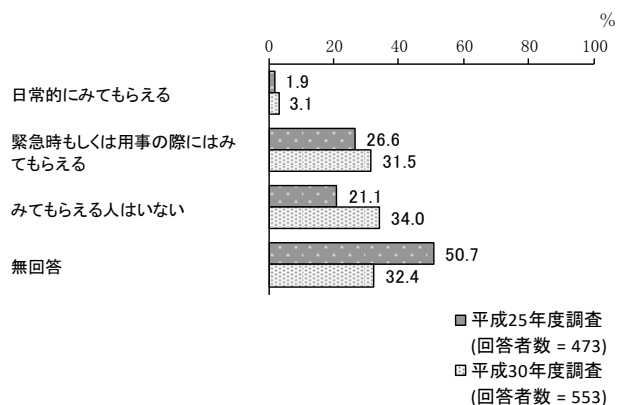
平成 25 年度調査と比較すると、「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる」の割合が増加しています。一方、「日常的にみてもらえる」の割合が減少しています。



○子どもをみてもらえる知人の有無について

「みてもらえる人はいない」の割合が 34.0%と最も高く、次いで「緊急時もしくは用事の際にはみてもらえる」の割合が 31.5%となっています。

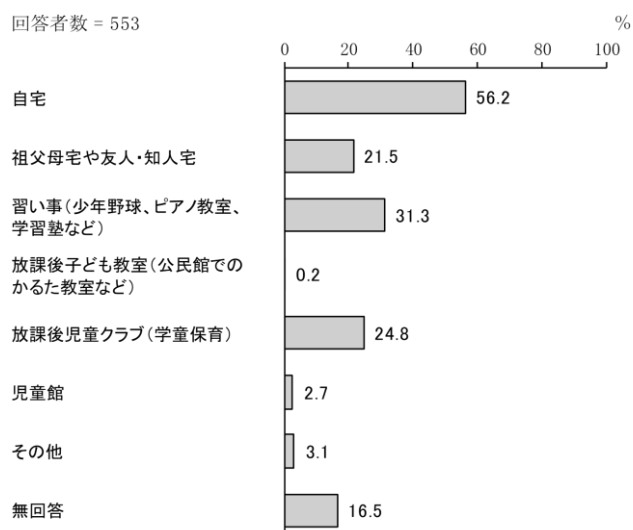
平成 25 年度調査と比較すると、「みてもらえる人はいない」の割合が増加しています。



○ 1～3年生の放課後の過ごし方について

「自宅」の割合が 56.2%と最も高く、次いで「習い事（少年野球、ピアノ教室、学習塾など）」の割合が 31.3%、「放課後児童クラブ（学童保育）」の割合が 24.8%となっています。

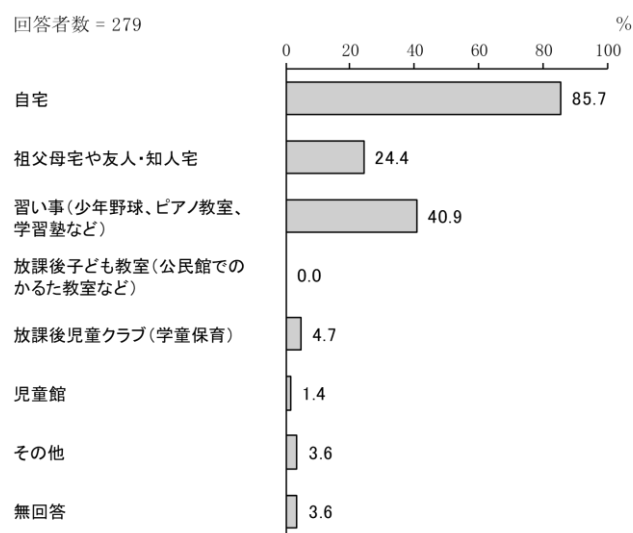
回答者数 = 553



○ 4～6年生の放課後の過ごし方について

「自宅」の割合が 85.7%と最も高く、次いで「習い事（少年野球、ピアノ教室、学習塾など）」の割合が 40.9%、「祖父母宅や友人・知人宅」の割合が 24.4%となっています。

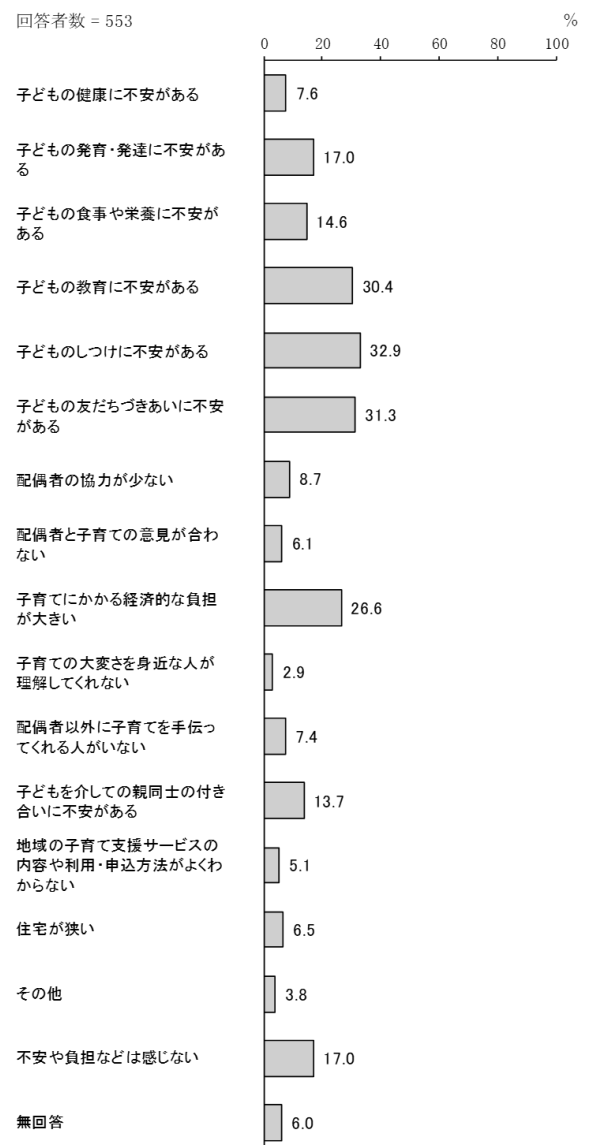
回答者数 = 279



○子育てに関して、不安や負担などを感じることにについて

「子どものしつけに不安がある」の割合が32.9%と最も高く、次いで「子どもの友だちづきあいに不安がある」の割合が31.3%、「子どもの教育に不安がある」の割合が30.4%となっています。

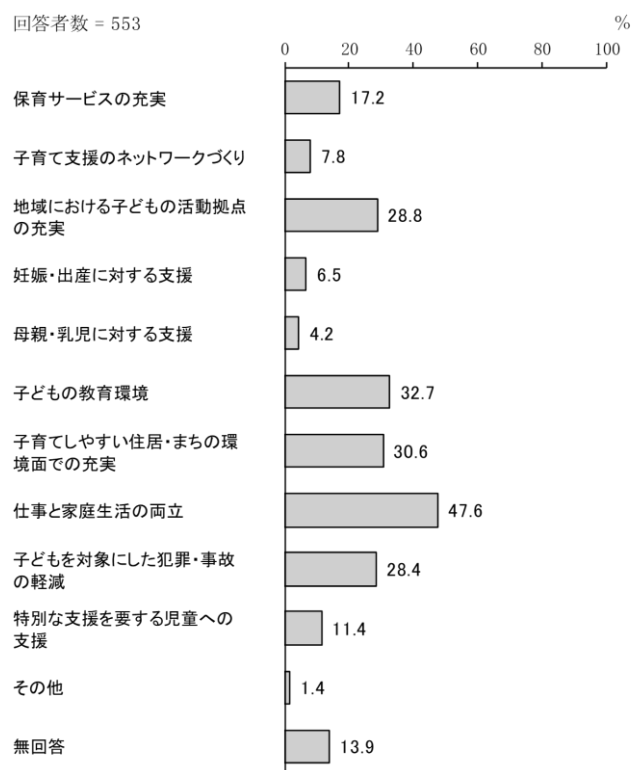
回答者数 = 553



○子育てをする中で、どのような支援・対策が有効と感じていることについて

「仕事と家庭生活の両立」の割合が47.6%と最も高く、次いで「子どもの教育環境」の割合が32.7%、「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が30.6%となっています。

回答者数 = 553

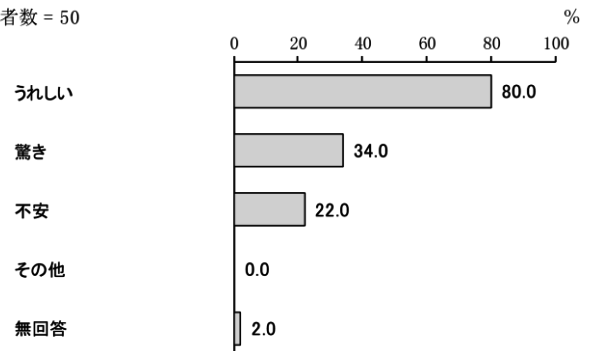


【妊婦】

○妊娠がわかったときお気持ちについて

「うれしい」の割合が 80.0%と最も高く、次いで「驚き」の割合が 34.0%、「不安」の割合が 22.0%となっています。

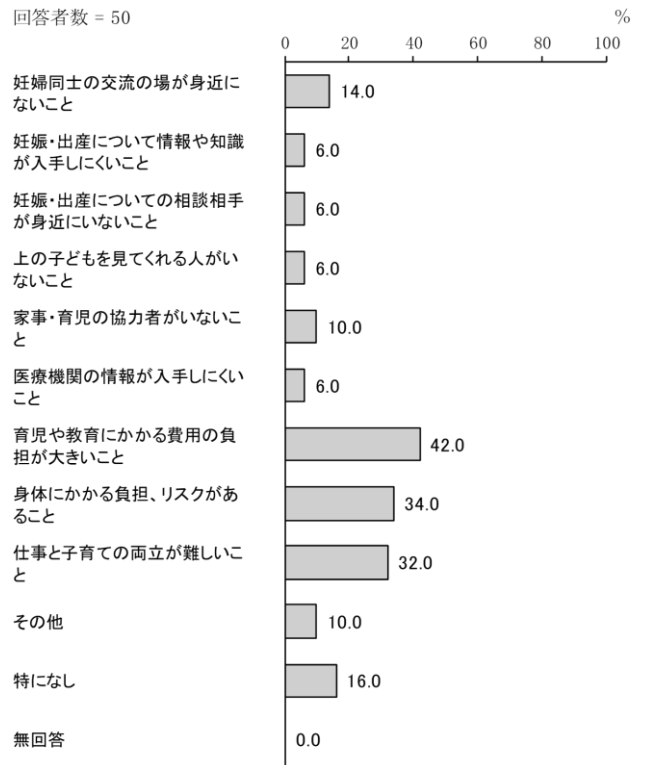
回答者数 = 50



○妊娠や出産について不安に感じていることについて

「育児や教育にかかる費用の負担が大きいこと」の割合が 42.0%と最も高く、次いで「身体にかかる負担、リスクがあること」の割合が 34.0%、「仕事と子育ての両立が難しいこと」の割合が 32.0%となっています。

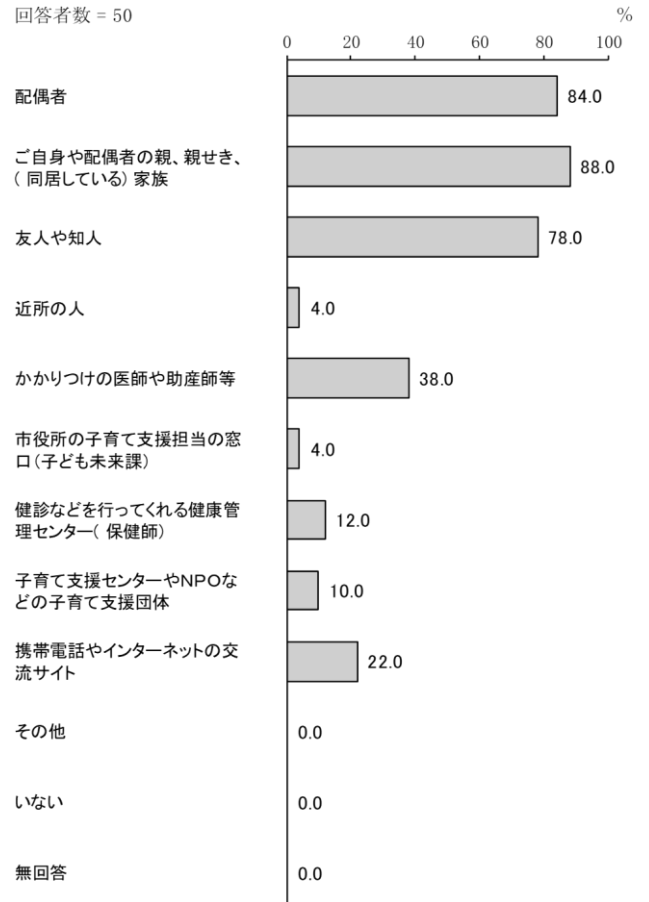
回答者数 = 50



○妊娠や子育てのことで相談できる人や場所について

「ご自身や配偶者の親、親せき、(同居している)家族」の割合が88.0%と最も高く、次いで「配偶者」の割合が84.0%、「友人や知人」の割合が78.0%となっています。

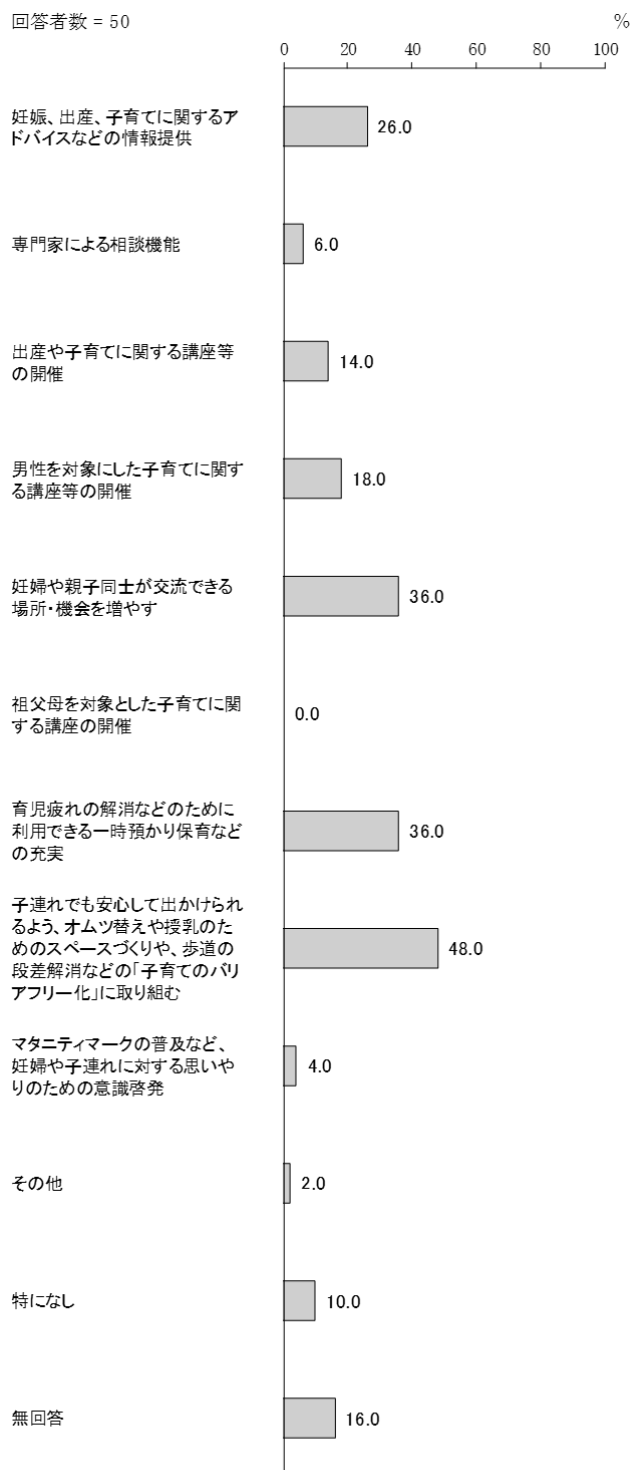
回答者数 = 50



○充実してほしいと考えるサービスについて

「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」の割合が 48.0%と最も高く、次いで「妊婦や親子同士が交流できる場所・機会を増やす」、「育児疲れの解消などのために利用できる一時預かり保育などの充実」の割合が 36.0%となっています。

回答者数 = 50



3 小浜市の子ども・子育てを取り巻く現状と課題

(1) 地域における子育て支援に関する視点での課題

国では、「子育て安心プラン」において、平成32年度（令和2年度）末までの待機児童の解消を目指しています。本市では、待機児童は発生しておらず、現時点で必要な保育の量に対応する受け皿の確保はできています。

アンケート調査では、母親の就労状況をみると、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が平成25年度調査に比べ減少し、女性の就労率は上昇していることがうかがえます。また、未就労の母親の就労希望の割合は、7割以上となっているなど、子どもの人口は減少している一方で、保護者の就労状況の変化等により保育のニーズは増加することも考えられ、令和元年10月から始まった幼児教育・保育の無償化の影響等も踏まえ、今後も適切なニーズを把握しながら、幼稚園、保育園、認定こども園の受け皿を確保するとともに、教育・保育の質を高めていく必要があります。

国では、「新・放課後子ども総合プラン」において、近年の女性就業率の上昇等により、更なる共働き家庭等の児童数の増加が見込まれる中、「小1の壁」を打破するため、放課後児童クラブ（学童保育）の受け皿の整備を目標として掲げています。また、放課後児童クラブ（学童保育）および放課後子ども教室を一体的にまたは連携して実施することを目標としており、すべての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

放課後の過ごし方について、就学前児の保護者を対象にしたアンケート調査の結果を見ると、「放課後児童クラブ（学童保育）」の利用を希望すると回答した保護者の割合が、子どもが小学校低学年時において約4割、高学年時には約2割と、現在、小学生の子どもを持つ保護者に比べ高くなっています。アンケート結果の傾向などを参考に、放課後児童クラブの適切なニーズを把握し、今後、整備していくことが必要です。

また、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進む中、アンケート調査結果によると、子育てに最も影響すると思う環境としては「家庭」の割合が高いものの、「保育園」「学校」「地域」の割合も高く、子どもが健全に成長していくためには、地域全体での子育て支援が不可欠です。地域全体で子どもを育てていくという意識を醸成し、子育て家庭が子育てにともなう喜びを実感し、子どもが地域に溶け込んでいけるように、子育て家庭を支援していくことが必要です。

（２）子どもと親の心と体の健康増進に関する視点での課題

少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担を一人で抱え込んでしまうケースも考えられます。アンケート調査結果では、妊娠や出産について不安に感じていることは、妊婦本人で「育児や教育にかかる費用の負担が大きいこと」「身体にかかる負担、リスクがあること」「仕事と子育ての両立が難しいこと」などの割合が高く、就学前児、小学生の保護者では、子育てに関して、不安や負担に感じることは、「子どものしつけに不安がある」「子育てにかかる経済的な負担が大きい」「子どもの教育に不安がある」「子どもの友だちつきあいに不安がある」の割合が高く、妊娠・出産や子育てについて様々な不安を抱えています。

小浜市においては、平成 29 年 9 月「小浜市子育て世代包括支援センター」を小浜市健康管理センター内に設置するとともに、「子育てなんでも相談窓口」を市庁舎内に開設しました。妊娠、出産、産後、子育ての不安が解消され、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

また、子育ての不安の解消においては、子どもや保護者が孤立することのない仲間づくりの場も重要となります。身近な地域での相談の場の充実とともに、保護者同士が集う交流の機会や学習の機会を通じて、子育てに関する不安の軽減や知識の向上につなげることも重要です。

（３）子どもの健全育成のための教育環境の整備に関する視点での課題

アンケート調査では、子育てに、最も影響すると思う環境は、「家庭」の割合が最も高くなっていますが、「保育園」「学校」の割合も高くなっています。幼児教育や保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、魅力ある体験活動を通じた質の高い幼児教育や保育とともに、子どもたちが感性を豊かに働かせながら、より良い社会と幸福な人生の創り手となる力を身に付けられるよう、学校教育の一層の充実を図っていくことが大切であり、その際、子どもたちに求められる資質・能力を社会と共有し、連携して育んでいく「社会に開かれた教育課程」の実現が求められています。

また、近年、スマートフォン、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）などによる情報の氾濫が、子どもに関わる犯罪を起こす引き金として懸念されているとともに、保護者のスマートフォン、SNS等の依存による子どもへの影響が問題視されています。インターネット上の有害サイトや喫煙、飲酒、薬物乱用などの危険性について、青少年やその保護者などに対して、学校教育をはじめ多くの機会をとらえ、啓発を推進するとともに、家庭、学校、地域社会、そして行政が一体となって子どもを守り、健全な育成を推進する必要があります。

（４）子育てのための安全・安心な環境づくりに関する視点での課題

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。また、地域のつながりの希薄化が指摘される昨今において、子どもの安全・安心を守るためにつながりを再構築し、顔の見える関係づくりや、子どもが利用する空間を、地域ぐるみで見守る意識を高める必要があります。

また、アンケート調査では、子育てをする中で、有効な支援・対策として就学前児、小学生の保護者では「子育てしやすい住居・まちの環境面での充実」の割合が高くなっています。また、妊婦本人では、「子連れでも安心して出かけられるよう、オムツ替えや授乳のためのスペースづくりや、歩道の段差解消などの「子育てのバリアフリー化」に取り組む」の割合が最も高くなっています。引き続き、子どもや子ども連れでも安心して自由に行動できるように、安心して遊べる場所や、安全に歩行できるルートの確保等、安心して子育てができる安全・安心な環境を整備していく必要があります。

(5) 仕事と家庭の両立の推進に関する視点での課題

アンケート調査では、就学前児の母親の就業状況は、「フルタイムで就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」「パート・アルバイト等で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」の割合がそれぞれ3割を超え、「以前は就労していたが、現在は就労していない」の割合が平成 25 年度調査に比べ減少しており、共働き世帯が増加していることがうかがえます。

また、保護者の育児休業の取得状況について、「取得した（取得中である）」の割合が母親で 48.0%となっており、平成 25 年度調査と比較すると増加している一方で、父親では、「取得した（取得中である）」の割合が 5.8%となっており、その多くが取得できていない状況です。

育児休業の取得については、母親の取得は進んでいますが、父親の取得は低い状況です。育児休業制度の利用をさらに促進するために、企業等における育児休業制度の一層の普及が必要です。また、子育てをする中で、有効な支援・対策として、「仕事と家庭生活の両立」の割合が高くなっています。さらに、子育てを主に行っている人は、「父母ともに」の割合が6割以上となっている一方で「主に母親」の割合が約3割となっており、仕事と家庭生活の両立に向けて、家庭や職場において男女共同参画の意識の醸成とともに、男性が育児に積極的に関わることが重要です。

（６）社会的な支援が必要な児童への対応に関する視点での課題

国においては、近年、ひとり親家庭における経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっており、経済的な支援が必要な家庭に、適切なサービスが提供できるよう、地域の支援者と連携しながら支援を行うことが必要です。

また、妊娠・出産・育児期の家庭では、産前産後の心身の不調や妊娠・出産・子育てに関する悩みを抱えている場合があります。しかし、周囲の支援を必要としている時でも、こうした家庭に適切な支援が差しのべられず、痛ましい児童虐待に至ってしまうケースもあります。児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化などにより、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件が後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。そのため、子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実に努めるとともに、要保護児童対策地域協議会の機能を充実し、子どもの虐待（疑いを含む）を発見した際に、速やかに通告し連携、支援できる体制を強化することが求められます。

さらに、すべての子どもは、障がいの有無に関わらず、その健やかな成長のために適切な教育・保育の機会が与えられる必要があります。また、障がいのある子どもの地域社会への参加の推進と合理的配慮の下、支援の質の確保およびその向上を図り、障がいのある子ども本人やその家族のために児童発達支援を提供していくことが重要です。



第 3 章 計画の基本理念、基本目標

1 基本理念

小浜市においては、核家族化や少子化が進行し地域のつながりも希薄になる中、安心して子どもを産み育てられる環境づくりのため、「小浜市子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子育て支援に取り組んできました。



今後も、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備していくとともに、関係機関との連携、地域住民との協働の下、人にやさしいまち・地域づくりを目指して、「みんなが元気 みんなが笑顔 地域で子育て支え合い」を基本理念として計画を推進します。

[基本理念]

みんなが元気 みんなが笑顔
地域で子育て支え合い

2 基本目標

本計画では以下の5つの基本目標の下に、子ども・子育て支援施策の総合的な推進を図ります。

(1) 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり・・・・・・・・

子育てに対する不安や悩みを抱え込んだり、孤立したりすることがないように、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援が受けられる体制を整え、充実します。

また、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、子どもを中心として家族が健やかに生活できるよう、子どもの成長発達に応じて正しい理解を深めるための取り組みを進めます。

(2) 地域社会における子ども・子育て支援の充実・・・・・・・・

子どもや家庭の実情に応じて、柔軟な子育て支援を行います。また、子育て中の保護者同士のつながりへの支援、関係機関との連携・情報の共有等、地域全体での子育て支援の環境づくりを行います。

（３）子どもの健全育成のための教育環境の整備・・・・・・・・

子どもの自主性や社会性の育成、また家庭の子育て・教育力の強化など、子どもの健やかな成長と発達を総合的に支援していきます。

（４）仕事と子育てを両立できる環境づくり・・・・・・・・

働きながらも子育てがしやすい環境づくりに向け、保育ニーズに対応した子育て支援の充実を図ります。

（５）子どもを守る仕組みづくり・・・・・・・・

ひとり親家庭や障がいのある子どもを持つ家庭などへ教育、生活、就労、経済の面での支援等を行うとともに、関係機関との連携強化により、虐待被害やDV被害等への対応体制と相談体制の充実を図ります。

3 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[小浜市総合計画で定めている内容]

みんなが元気

みんなが笑顔

地域で子育て支え合い

1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

第2章第1節第1項第1号 健康寿命の延伸
第2章第1節第1項第2号 疾病予防の推進
第2章第1節第1項第4号 拠点施設の体制整備

2 地域社会における子ども・子育て支援の充実

第2章第1節第1項第3号 地域・グループの活動支援
第2章第2節第5項第1号 子育て支援（児童福祉）
第2章第2節第5項第2号 保育環境の充実

3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

第1章第1節第1項第1号 教育内容の充実
第1章第1節第1項第2号 家庭における幼児教育支援
第1章第2節第1項第3号 青少年の健全育成

4 仕事と子育てを両立できる環境づくり

第2章第2節第2項第1号 新しい仕事と新しい家庭の構築
第2章第2節第2項第3号 子育て支援（少子化対策）

5 子どもを守る仕組みづくり

第2章第2節第2項第2号 安全・安心な子育ての仕組みづくり
第2章第2節第5項第3号 障がい児童と要保護家庭への支援
第2章第2節第6項第1号 ひとり親・寡婦家庭への支援



第4章 施策の展開

1 妊娠・出産・子育てを切れ目なく支える環境づくり

基本施策1 安心して子育てできる支援体制の充実・・・・・・・・

【方向性】

子育て相談窓口および子育ての拠点施設を集約し、安心して子育てできる相談窓口体制の構築を図ります。

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容
小浜市健康管理センターの建替	健康管理センター内に地域子育て支援拠点施設や一時預かりの機能を集約し、気軽に子育て等に関する相談ができるよう、相談窓口機能の充実を図ります。

基本施策2 母子保健および健康づくりの充実・・・・・・・・

【方向性】

子育てする保護者および家族が、妊娠・出産・子育てについて自ら進んで正しい理解を深め、その健康の保持増進に努めることができるよう、母性ならびに乳幼児に対する保健指導、健康診査等の措置をもって支援していきます。

特に、食に関する知識と食を選択する力については、健康の保持増進、疾病予防、また豊かな人間性を育むことを目的に、その習得に対し積極的に支援していきます。

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容
健康教室等の参加促進と内容の充実	子育て期の保護者に対する健康教室や健康診査の参加促進を図ります。また、教室等への参加を機に、家族の健康保持につながるよう健康づくりに対する内容等の充実を図ります。
健康的な生活習慣確立のための指導	子どもが健康的な生活習慣を獲得できるよう、乳幼児健診時等に子どもの成長に合わせた食事、運動、睡眠等の指導・啓発を行います。合わせて、保護者、家族に対する生活習慣病の予防に努めます。
食育の推進	子育て期の保護者に対して、子どもの成長・発達に必要な栄養が摂取できる食事について指導啓発をするとともに、食を通じた家庭内のコミュニケーションや健康についての意識の向上を図ります。
メンタルケアの充実	子育て期の保護者に対して、子どもの脳の発達に伴う情緒の成長についての理解を促すとともに、保護者の子育てにおけるストレスや悩みの解消のため、各種事業を通じて相談を行うとともに親同士の交流を支援し、こころのケアの充実を図ります。

2 地域社会における子ども・子育て支援の充実

基本施策1 安心できる相談支援体制の充実・・・・・・・・

【方向性】

子育ての不安を軽減し、楽しみや喜びを感じられる子育てへの支援として、子育てに関する相談体制の充実などが重要となります。子育てについて、身近なところで相談しやすい環境を整備するとともに、専門的または深刻な相談にも対応できるよう相談窓口の体制を充実します。また、保護者同士のつながりの支援も行っていきます。

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容
地域子育て支援拠点等における相談窓口の充実	地域子育て支援拠点で気軽に子育てに関する相談ができるよう、子育て機能を集約し、総合的な子育て支援を実施します。
幼稚園、保育園、認定こども園等での子育て相談の充実	幼稚園、保育園、認定こども園等で、より一層気軽に子育てに関する相談ができるよう努めます。
地域での子育てピアサポートの推進	地域における子育てや健康づくりに関するサークルづくりやその活動を支援し、情報提供や地域交流を図ります。

基本施策2 子どもの居場所づくりの推進・・・・・・・・

【方向性】

放課後などに、子どもが安全にのびのびと遊べる居場所づくりを進めます。

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容
放課後児童クラブ	現在ある放課後児童クラブの事業内容を充実させるとともに、支援員等の育成支援を進め、昼間保護者がいない家庭の子どもが健全に過ごせる放課後の居場所づくりを推進します。
子どもを対象とした教室等	学校や放課後児童クラブと連携しながら、子どもを対象とした教室（かるた教室など）の充実を図り、子どもの安全な居場所づくりを推進します。

3 子どもの健全育成のための教育環境の整備

基本施策1 幼児教育内容の充実・・・・・・・・

【方向性】

心身ともに健やかな子どもの育成を目指し、保育園や認定こども園では、養護と教育とが一体となって保育が行われています。子どもが社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身につけ、心豊かに成長していくことができるよう、主体性や豊かな社会性を育むための教育・保育内容を充実していきます。

また、保育園・認定こども園から小学校への円滑な接続をめざして連携を強化し、小浜市保育士会の研究会や講演会などを通して保育士等の資質向上を図ります。

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容
教育・保育内容の充実	幼稚園、保育園、認定こども園において、子どもが十分に自己を発揮し、社会生活上のルールや道徳性を生活の中で身につけ、人間形成の基礎を培っていけるよう、2つの保育を中心に取り組んでいきます。 ①豊かな自然体験・・・身近な自然に触れ、感動する体験や遊びを通して、豊かな感性を育て、好奇心、思考力、表現力の基礎を培います。 ②楽しい運動遊び・・・身体を動かして遊ぶことを通して、遊ぶ面白さや楽しさや心地よさを感じ、健康でたくましい身体と心を育てます。
保育士等の資質向上	保育士等の資質向上を目指すため、教育・保育に関する研修等を実施します。
保育教諭・保育士等の連携や情報交換	研究会・講演会・交流などにおいて、幼稚園、保育園、認定こども園における保育教諭・保育士等の連携の強化を図るとともに、情報交換の場の提供に努めます。
保育園・認定こども園、小学校との連携の充実	保幼小の連絡会（春・秋）や小学校との交流活動を通して、スタートカリキュラムを作成し、話し合い、情報共有する中で、就学前の子どもがスムーズに小学校へ移行できるようにします。

基本施策２ 家庭における幼児教育支援・・・・・・・・

【 方向性 】

幼児教育に関する悩み事相談や保護者間の情報交換、交流活動、講演会の開催等を通じて保護者の役割と責任について認識を深め、家庭における教育力の向上に努めます。

家庭における幼児期の充実を図るため、父親が幼児期の子育てについて母親と協力し、その役割を果たすことが重要であり、父親を対象にした子どもとの運動遊びを実施するなど、父親が子育てに参加しやすい環境づくりに取り組みます。

基本施策３ 青少年の健全育成・・・・・・・・

【 方向性 】

近年、パソコンやスマートフォン等が急速に普及し、青少年がSNS等を利用する機会が増加したことにより、青少年が有害な情報を閲覧したり、犯罪に巻き込まれたりする危険性が増大しており、社会的な問題となっています。

青少年を取り巻くインターネット環境の現状の把握や、青少年が安全、安心に利用するための方法等の啓発活動に取り組み、青少年の健全育成と犯罪被害の防止に努めます。

また、地域や各種団体との連携を図りながら、青少年の学習活動や体験活動を実施し、青少年が社会性、自主性、創造性等の人間性を育む学習機会を充実することで、青少年の健全育成に努めます。

4 仕事と子育てを両立できる環境づくり

基本施策1 安心して子育てできる社会づくり

【方向性】

安心して子育てできる社会づくりを進めるため、子育て世代包括支援センターを中心に、妊娠、出産、子育てなどの各段階に応じたきめ細やかな相談体制を整え、仕事と子育てを両立できる環境づくりを推進します。

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容
利用者支援事業	健康管理センターの建替えにより、子育て相談窓口および子育ての拠点施設を集約し、機能の充実を図ります。 また、利用者のニーズを把握し、利用サービスの情報提供や相談を専門に行う「子育て支援コーディネーター」や「保育コンシェルジュ」といったスタッフの配置を検討していきます。

基本施策2 仕事と子育てが両立できる保育の提供の充実

【方向性】

子どもを出産後も働きたいと考えている女性が、仕事と子育てを両立して働き続けられるよう、多様で柔軟な保育サービスの提供や放課後児童対策による基盤整備を図ります。

【取り組み】

具体的施策	取り組み内容
延長保育事業	保護者の就労形態の多様化による保育ニーズに対応するため、保育園等の開設時間延長を図るなど、時間外保育サービスを充実します。
一時預かり事業	緊急時や短期間の就労などの理由によって一時的に保育が必要な保護者のニーズに対応するため、保育園等における一時預かり事業の充実に努めます。
病児・病後児保育事業	病気中や病気回復期にあって、集団保育が困難な子ども（概ね小学校3年生以下の児童および乳幼児）を一時預かりし、保護者の仕事と子育ての両立を支援します。
放課後児童クラブ	現在ある放課後児童クラブの事業内容を充実させるとともに、支援員等の育成支援を進め、昼間保護者がいないご家庭の子どもが健全に過ごせる放課後の居場所づくりを推進します。

5 子どもを守る仕組みづくり

基本施策1 児童虐待防止対策の推進

【 方向性 】

児童虐待は、子どもへの身体的な影響だけでなく、こころの発達や人格の形成に深刻な影響を与えます。子どもを虐待から守り、子どもが安心して生活できるよう、地域や関係機関等が連携して未然防止をはじめ、早期発見・早期対応に取り組みます。

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容
虐待防止のための相談等	虐待防止のために、福祉・保健・教育等で幅広く誰もが相談できる体制を充実します。
虐待防止のためのネットワークの強化	虐待の予防や早期発見、情報交換のための関係機関との連携を目的とした要保護児童対策地域協議会の活動を充実します。
児童相談所等との連携強化	専門的な知識や技術が必要とされる事例などに対応するため、児童相談所をはじめとした関係機関との連携を強化します。
早期発見のための市民や地域団体への啓発	虐待の未然防止、早期発見のために市民や医療機関、団体、地域等に対して、情報提供等と呼びかける啓発を行います。
関係機関への対応方法の周知	児童虐待対応方法についての研修会やマニュアルの作成、配布などを通じて、対応方法の周知を図ります。

基本施策2 発達に支援が必要な子どもを対象とした施策の推進 . . .

【 方向性 】

障がいのある児童等の健全な発達を支援し、豊かな地域生活を送ることができるよう、「小浜市障がい児福祉計画」などと連携しながら、障がいのある児童およびその家族のライフステージに対応する一貫した支援を推進します。

基本施策３ ひとり親家庭への支援の充実・・・・・・・・

【 方向性 】

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県と連携しながら、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 取り組み 】

具体的施策	取り組み内容
ひとり親家庭の自立に向けた相談等の充実	ひとり親家庭が抱える就労や生活に関する悩みについての相談体制を充実するとともに、相談しやすい環境づくりに努め、自立支援の充実に図ります。
ひとり親家庭の自立に向けた経済的援助	ひとり親家庭が自立できるよう、児童扶養手当の支給や、生活資金の貸付、就職に有利な資格の取得を支援する給付金の支給を実施します。
ひとり親家庭向けの制度等の周知・啓発	国や県、市におけるひとり親家庭向けの各種制度等について、確実な周知・啓発に努めます。



第5章 教育・保育の量の見込みと 確保方策、実施時期

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく基本指針において、市は教育・保育を提供するために、保護者や子どもが居宅等から容易に移動することが可能な区域を定めることとしています。

「小浜市子ども・子育て支援事業計画」では、この教育・保育の提供区域について、認定こども園等の整備にあたり、人口変動による教育・保育ニーズの状況に応じ、柔軟に教育・保育の提供を行うため市全域を1つの区域と決めました。本計画においても、この考えを踏襲し、市全域を1つの区域とします。

2 人口の見込み

子ども・子育て支援事業計画で定めるサービスの対象となる、0歳から11歳までの子どもの人口を平成27年から平成31年の3月末の住民基本台帳の人口を基にコーホート変化率法により推計しました。

単位：人

年齢	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
0歳	210	206	202	199	194
1歳	222	219	215	211	208
2歳	249	219	216	212	208
3歳	214	253	223	220	216
4歳	245	214	253	223	220
5歳	240	246	215	254	224
6歳	213	239	245	214	253
7歳	255	213	240	245	214
8歳	256	253	212	238	243
9歳	259	257	254	213	239
10歳	239	257	255	252	212
11歳	261	240	258	256	253

※コーホート変化率法：同年または同期間の過去における実績人口の動態から「変化率」を求め、それに基づき将来人口を推計する方法。

3 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

(1) 「量の見込み」は、「家庭類型」などから算出します・・・・・・・・

① 家庭類型について

教育・保育や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するかを想定することが必要です。

このために下表のとおりニーズ調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

父親 \ 母親		ひとり親	フルタイム就労 (産休・育休含む)	パートタイム就労 (産休・育休含む)			未就労
				月 120 時間以上の就労	月 120 時間未満 下限時間以上の就労	月 下限時間未満の就労	
ひとり親		タイプA					
フルタイム就労 (産休・育休含む)			タイプB	タイプC	タイプC'		
パートタイム就労 (育休含む)	月 120 時間以上の就労			タイプE			
	月 120 時間未満 下限時間以上の就労		タイプC		タイプE'		タイプD
	月 下限時間未満の就労		タイプC'				
未就労				タイプD			タイプF

保育の必要性あり

保育の必要性なし

タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 タイプB : フルタイム共働き家庭（両親がフルタイムで就労している家庭）
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月 120 時間以上＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月 下限時間未満＋下限時間～120 時間の一部）
 タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2)「量の見込み」等を算出する項目・・・・・・・・

子ども・子育て支援事業計画に定める教育・保育および地域子ども・子育て支援事業について、ニーズ調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、教育・保育提供区域における量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

①教育・保育

認定区分	対 象 事 業		調査対象家庭	調査対象年齢
1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	専業主婦(夫)家庭 就労時間の短い家庭	3～5歳 (3歳以上児)
2号認定	保育認定	幼稚園	共働きで幼稚園利用のみ希望の家庭	
	保育認定	認定こども園 保育園	ひとり親家庭 共働き家庭	0～2歳 (3歳未満児)
3号認定	保育認定	認定こども園 保育園 地域型保育		

②地域子ども・子育て支援事業

対 象 事 業	調査対象家庭	調査対象年齢
(1)延長保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
(2)放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
(3)子育て短期支援事業（ショートステイ）	すべての家庭	0～18歳
(4)地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
(5)一時預かり事業 ①幼稚園および認定こども園幼稚園部の在園児を対象とした預かり保育	ひとり親家庭・共働き家庭	2～5歳
②地域子育て支援拠点等における一時預かり	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
(6)病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳 1～6年生
(7)利用者支援事業	すべての家庭	
(8)妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
(9)乳児家庭全戸訪問事業	生後4カ月までの乳児がいるすべての家庭	
(10)養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、ニーズ調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます。

1 段階

【現在の家庭類型の算出】

ニーズ調査回答者を両親の就労状況でタイプを分類します。

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。

2 段階

【潜在的な家庭類型の算出】

現在の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、潜在的な家庭類型でニーズ調査回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

3 段階

【潜在的な家庭類型別の将来児童数の算出】

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在的な家庭類型を掛け合わせます。

4 段階

【利用意向率の算出】

事業やサービス別に、利用希望者数を回答者数で割ります。

たとえば、病児・病後児保育事業や放課後児童クラブ等は保育を必要とする家庭に限定されています。

5 段階

【事業やサービス別の対象となる児童数の算出】

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在的な家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

6 段階

【ニーズ量の算出】

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数を掛け合わせることで、令和2年度から令和6年度まで各年毎のニーズ量が算出されます。

4 認定こども園、幼稚園、保育園、地域型保育事業

各認定区分に応じた量の見込みを以下のとおり見込み、確保策を定めました。

【 認定区分と提供施設 】

認定区分		提供施設
1号	3～5歳：教育のみを希望していて、保育の必要がない場合	認定こども園、幼稚園
2号	3～5歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育園
3号	0～2歳：保育の必要性の認定を受けていて、認定こども園等での保育を希望される場合	認定こども園、保育園、地域型保育事業

【 実績 】

各年4月1日現在

		平成27年度				平成28年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
				0歳	1.2歳			0歳	1.2歳
特定教育・保育施設	認定こども園、保育園	46	602	14	225	38	627	15	249
特定地域型保育事業	小規模保育、事業所内保育等	0	4	3	13	0	13	0	20
合 計		46	606	17	238	38	640	15	269

平成29年度				平成30年度				平成31年度			
1号	2号	3号		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		0歳	1.2歳			0歳	1.2歳			0歳	1.2歳
32	584	17	269	20	588	15	258	21	579	21	256
0	17	2	16	0	18	0	15	0	12	2	28
32	601	19	285	20	606	15	273	21	591	23	284

【 量の見込みと確保量 】

<令和2年度>

		令和 2 年度			
		1 号 認 定	2 号 認 定	3 号 認 定	
				0 歳	1 ・ 2 歳
児童数（推計）		627		210	471
必要量（実績）（A）		48	664	82	334
確保量					
特定教育 ・ 保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育園	48	654	72	302
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	10	10	32
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園および預かり保育 等、企業主導型保育事 業、認可外保育施設	0	0	0	0
確保量合計（B）		48	664	82	334
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0

<令和3年度>

		令和３年度			
		１号認定	２号認定	３号認定	
				０歳	１・２歳
児童数（推計）		713		206	438
量の見込み（Ａ）		49	672	94	327
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育園	49	662	78	306
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	10	16	21
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園および預かり保育 等、企業主導型保育事 業、認可外保育施設	0	0	0	0
確保量合計（Ｂ）		49	672	94	327
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		0	0	0	0

<令和4年度>

		令和 4 年度			
		1 号 認 定	2 号 認 定	3 号 認 定	
				0 歳	1 ・ 2 歳
児童数（推計）		691		202	431
量の見込み（A）		48	668	96	326
確保量					
特定教育 ・ 保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育園	48	658	86	303
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	10	10	23
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園および預かり保育 等、企業主導型保育事 業、認可外保育施設	0	0	0	0
確保量合計（B）		48	668	96	326
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0

<令和5年度>

		令和５年度			
		１号認定	２号認定	３号認定	
				０歳	１・２歳
児童数（推計）		697		199	423
量の見込み（Ａ）		48	668	104	353
確保量					
特定教育 ・保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育園	48	658	94	328
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	10	10	25
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園および預かり保育 等、企業主導型保育事 業、認可外保育施設	0	0	0	0
確保量合計（Ｂ）		48	668	104	353
過不足（Ｃ）＝（Ｂ）－（Ａ）		0	0	0	0

<令和6年度>

		令和 6 年度			
		1 号認定	2 号認定	3 号認定	
				0 歳	1 ・ 2 歳
児童数（推計）		660		194	416
量の見込み（A）		46	645	104	353
確保量					
特定教育 ・ 保育施設	認定こども園、 幼稚園、 保育園	46	635	96	341
特定地域型 保育事業	小規模保育、 家庭的保育、 居宅訪問型保育、 事業所内保育等	0	10	8	12
その他	新制度に移行しない幼稚園、 幼稚園および預かり保育 等、企業主導型保育事 業、認可外保育施設	0	0	0	0
確保量合計（B）		46	645	104	353
過不足（C）＝（B）－（A）		0	0	0	0

【 検証と今後の方向性 】

全体でみると、見込み量は減少傾向にありますが、0歳および1・2歳の入園希望が急激に増加しており、対応できる施設の定員を超える状態が続く見通しとなっています。逼迫した状況を緩和するために、まず、令和4年4月に既存施設（未満児保育に特化した保育施設）の定員を見直すとともに、余裕を持った適切な保育体制を確保するため、令和6年4月に予定されている既存施設（未満児保育に特化した保育施設）の移転開業にあわせ、更なる定員の増員を図り、高まる保育ニーズに対応いたします。

今後は、市内保育園の位置関係や地区別の園児数の推移、また施設の老朽化等も総合的に勘案し、保育園の統廃合および民営化を見据えながら、ニーズに沿った施設の整備を検討していきます。

また、令和元年度から創設された「子育てのための施設等利用給付」については、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案し、公正かつ適正な支給の確保に取り組んでいきます。

5 地域子ども・子育て支援事業

(1) 延長保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日の利用時間以外に、認定こども園・保育園・地域型保育事業等において保育を実施する事業です。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数（人）	84	82	91	59	80
実施箇所数	4	4	4	4	5

【 量の見込みと確保量 】

	令和 2 年度 （実績）	令和 3 年度 （実績）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	50	46	50	60	60
実施箇所数	5→6	6	6	7	7
確保量合計（B）	50	46	50	60	60
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 検証と今後の方向性 】

保護者の就労状況が多様化し、就労の時間帯も変化しています。そのような中、0・1・2歳児の入園率は下がることなく、急速に増え続けています。

令和2年9月に、聖ルカ幼稚園が幼保連携型認定こども園となり、令和3年4月には、幼保連携型認定こども園そらのとりこども園が開園し、延長保育事業での受け入れがそれまで以上に可能になっています。さらに令和5年4月には、聖ルカ乳児保育園が延長保育事業での受け入れを開始する予定であり、多様化する保育ニーズを鑑みながら、内容の充実と利用しやすい運営に努めます。

(2) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）・・・・・・・・

【 概要 】

保護者が就労等により昼間家庭にいない児童を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中において、支援員の活動支援の下で遊びや生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る事業です。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実人数（人）	185	279	327	324	337
実施箇所数	9(9)	9(9)	9(9)	9(9)	8(11)

※平成 28 年度以降は夏休み等長期休み分を含む。

※（ ）はユニット数

【 量の見込みと確保量 】

	令和 2 年度 （実績）	令和 3 年度 （実績）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	241	323	351	367	367
1 年生	85	119	115	123	123
2 年生	72	89	101	101	101
3 年生	53	59	69	71	71
4 年生	15	37	41	46	46
5 年生	10	14	18	18	18
6 年生	6	5	7	8	8
実施箇所数	8(11)	8(11)	8(11)	8(11)	8(11)
確保量合計（B）	357	357	357	367	367
差引（B）－（A）	116	34	6	0	0

【 検証と今後の方向性 】

平成 31 年 4 月の小浜美郷小学校の開校に併せ、松永、遠敷、宮川の 3 つの児童クラブを廃止し、国富小学校区を含めた 4 校の児童を受け入れるための小浜美郷児童クラブを新設しました。また、同年 4 月に加斗児童クラブを加斗児童館内に設置しました。

さらに、令和 5 年 3 月に西津小学校内に設置している西津児童クラブの施設改修が完了する予定であり、それに伴い定員枠が拡大となります。

今後は、ニーズ量が増加傾向にある小浜児童クラブおよび今富児童クラブについて、ニーズ量に応じた適正な定員数が確保できるよう、環境整備を検討します。

(3) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

【 概要 】

保護者の疾病、仕事、育児疲れ等の理由により家庭において一時的に養育ができないとき、児童養護施設等で一定期間、児童の保護を行う事業です。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ人数（人）	7	0	0	2	0
実施箇所数	1	1	1	1	1

※令和元年度は 12 月 1 日現在

【 量の見込みと確保量 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	5	5	5	5	5
実施箇所数	1	1	1	1	1
確保量合計（B）	5	5	5	5	5
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 検証と今後の方向性 】

子育て短期支援事業（ショートステイ事業）を行う児童福祉施設は、現在、嶺南地域に 1 カ所あり（敦賀市）、1 回当たり 7 日間を限度として実施しており、利用者数は年度によって変動があります。養育困難な在宅の子育て家庭の支援を行う制度であり、限られたニーズに対応することになるため、個々のケースの状況を見みながら、必要なサービス提供を実施します。

(4) 地域子育て支援拠点事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所（子育て支援センター、わくわく広場、浜っ子こども園子育て支援室など）を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ人数（人）	19,383	16,038	17,638	17,263	16,889
実施箇所数	3	3	3	3	3

【 量の見込みと確保量 】

	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	14,654	12,428	17,657	18,151	18,619
実施箇所数	3 → 4	5	5	6	7
確保量合計（B）	14,654	12,428	17,657	18,151	18,619
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 検証と今後の方向性 】

令和2年9月に聖ルカ幼稚園、令和3年4月にはそらのとりこども園が幼保連携型認定こども園として開園し、市内5カ所で地域子育て支援拠点事業を実施しており、誰でも気軽に利用できるよう、多彩な催しを開催しています。

今後も、幼保連携型認定こども園化を進めることで、こども園に併せて設置される地域子育て支援拠点施設も増え、保護者や地域における子育て力が高まることが期待できます。

また、現在の子育て支援センターは、令和5年度に供用開始予定の新・健康管理センター内に移設予定であり、移設後は土曜日の開放日を増やすなど、施設を利用しやすい環境づくりに努め、気軽に子育て相談ができる環境の整備と窓口機能の充実を図っていきます。

(5) 一時預かり事業

① 認定こども園 1 号認定の在園児を対象とした預かり保育

【 概要 】

認定こども園 1 号認定の在園児が、教育時間の前後または長期休業日などに一時的に保育が困難な場合、教育時間を超えてこども園で預かり、必要な保育を行う事業です。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ人数 (人)	4,778	5,515	5,080	4,523	6,363
実施箇所数 (1 号認定)	2	2	2	2	2
実施箇所数 (2 号認定)	1	1	1	1	1

【 量の見込みと確保量 】

	令和 2 年度 (実績)	令和 3 年度 (実績)	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み (A)	698	351	317	317	317
実施箇所数 (1 号認定)	2	3	3	3	3
実施箇所数 (2 号認定)	1→2	3	3	3	3
確保量合計 (B)	698	351	317	317	317
差引 (B) - (A)	0	0	0	0	0

【 検証と今後の方向性 】

令和 2 年 9 月に、聖ルカ幼稚園が幼保連携型認定こども園となり、令和 3 年 4 月には、幼保連携型認定こども園そらのとりこども園が開園しました。

共働き家庭の増加により 1 号認定児が減少し、認定こども園における一時預かりに対するニーズはそれほど高くありませんが、今後も、ニーズに応じた適正な施設整備に取り組み、保育の質の維持・向上に努め、利用しやすい環境整備を推進します。

②地域子育て支援拠点等における一時預かり

【 概要 】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、認可外保育施設等で一時的に預かる事業です。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ人数（人）	4,133	4,107	4,194	3,261	4,157
実施箇所数	4	4	4	4	4

【 量の見込みと確保量 】

	令和 2 年度 （実績）	令和 3 年度 （実績）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（Ａ）	3,095	3,060	3,589	4,055	3,923
実施箇所数	4	4	4	5	5
確保量合計（Ｂ）	3,095	3,060	3,589	4,055	3,923
差引（Ｂ）－（Ａ）	0	0	0	0	0

【 検証と今後の方向性 】

近年、低年齢児から保育園等に預ける保護者が増えたことで、一時預かり事業の利用ニーズ量はそれほど伸びませんでした。その一方で、短時間労働を希望する女性が増加傾向にあり、一定のニーズ量は今後も継続してあることが予想されます。

また、令和 5 年度から供用開始予定の新・健康管理センター内に、現在の子育て支援センターを移設し、支援センターと併設して新たに一時預かり所を設ける予定であり、これまで以上に利用しやすい環境を整えます。

(6) 病児・病後児保育事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

仕事などで保護者が保育をできず、保育園や小学校などにも通うことができない「病気中の子ども（病児）」や「病気回復期にあつて、集団保育が困難な子ども（病後児）」を保育施設で保育士・看護師が一時預かりする事業です。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ人数（病児）	-	-	-	-	100
（人）（病後児）	6	65	23	6	29
実施箇所数	1	1	1	1	2

【 量の見込みと確保量 】

	令和 2 年度 （実績）	令和 3 年度 （実績）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み（A）	43	118	108	108	108
実施箇所数	2	2	市内 2 市外 2	市内 2 市外 2	市内 2 市外 2
確保量合計（B）	43	118	108	108	108
差引（B）－（A）	0	0	0	0	0

【 検証と今後の方向性 】

本市には病児・病後児保育所（定員 4 人/日）が 2 カ所ありますが、令和 4 年 4 月からは、おおい町と高浜町との広域連携も始まり、市外の施設でも預けることができるようになり、利便性も高まりました。

計画策定時のアンケート結果では、制度を知らない保護者が多く、周知不足が課題であったことから、保育園等にチラシを配付するなど制度の周知に努めたことにより、利用者は増加傾向にあり、今後もニーズは高まると予想されます。

(7) 利用者支援事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

子どもやその保護者等、または妊娠している方がその選択に基づき、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう、身近な場所で、地域子ども・子育て支援事業等の情報提供や必要に応じた相談・助言を行うとともに、関係機関との連絡調整等を総合的に行います。

平成29年に「子育て世代包括支援センター」を健康管理センター内に設置し、母子保健と子育て支援を一体化して実施する体制を整備しています。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
実施箇所数	0	0	1	1	1

【 確保数 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
実施箇所数	1	1	1	1	1

【 検証と今後の方向性 】

母子保健を担う健康管理センターおよび市役所庁舎内の保育等児童福祉担当部署の2カ所において、それぞれ「小浜市子育て世代包括支援センター」と「子育てなんでも相談窓口」を設置し、情報提供および必要に応じた相談・助言を行っています。窓口が2カ所となっていることから、職員間の連絡を密にすることで、可能な限りワンストップ化を図っています。

健康管理センターの建替えにより、子育て相談窓口および子育ての拠点施設を集約し、機能の充実が図れることに合わせ、利用者のニーズを把握し、利用サービスの情報提供や相談を専門に行う「子育て支援コーディネーター」や「保育コンシェルジュ」といったスタッフの配置を検討していきます。

(8) 妊婦健康診査事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

母子保健法第 13 条に基づき、妊婦および胎児の健康の保持増進および異常の早期発見を目的として、すべての妊婦が妊娠中に必要な妊婦健康診査が受診できるよう支援する事業です。

県内各医療機関等、指定の医療機関で利用できる妊婦健診受診票を交付し、経済的負担が少なく妊娠中に必要な検査等が受診できる体制となっています。里帰り等で指定外の医療機関で受診した場合でも、申請により助成金を受取ることができ、安心して医療的管理の下、妊娠期間を過ごすことができるようになっています。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
受診対象者数（人）	240	225	250	232	251
妊婦健診回数（延べ）	2,878	2,824	2,726	2,478	3,011

【 量の見込み 】

	令和 2 年度 （実績）	令和 3 年度 （実績）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
受診対象者数（人）	203	220	202	199	194
妊婦健診回数（延べ）	2,640	2,565	2,828	2,786	2,716
産婦健診回数（回）	211	200	202	199	194

※妊婦一人あたり、妊娠中に 14 回、産後に 1 回の健康診査を見込んでいます。

【 検証と今後の方向性 】

女性の妊娠の意思表示をもって交付する「母子健康手帳」に合わせ、健診受診票を発行し、確実な妊婦健診の受診を勧めます。原則、保健師との面談により母子健康手帳を交付することで、妊娠初期から、妊娠の経過や出産およびその後の子育てに関する保健指導を実施し、早期から母性意識を高めるとともに、子育てへの十分な準備を整えられるよう支援します。内容については、医師会との協議により、必要な検査項目の追加等、事業の拡充に努めます。

また、出産後の不安定なホルモンバランス等の影響を受けての心身の不調や、慣れない育児の不安や負担等の中で発症する産後うつや生活習慣病の発症予防を目的に、メンタルヘルスケアを含む産婦健診と産後ケアを引き続き実施します。

(9) 乳児家庭全戸訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

保健師、助産師が、生後4カ月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する悩みや不安の相談に応じます。母子の心身の状況や養育環境等の把握および助言を行い、支援が必要な家庭に対し、適切なサービス提供につなげるなど子育てを支援します。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ人数（人）	219	225	229	242	238

※令和元年度は見込み数

【 量の見込み 】

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	210	206	202	199	194

【 検証と今後の方向性 】

少子化、核家族化が進む中、子どもの正常な成長発達とそれを促すための適切な衣、食、住等の生活環境を整えることができる保護者の育成と、子育ての不安解消を目的に必要な支援や助言を行うために、引き続き全戸訪問を実施します。

訪問スタッフである市の保健師および事業依頼可能な地域の助産師や保健師の人材確保に努めるとともに、支援技術向上のための研修会等を年1回以上実施します。

(10) 養育支援訪問事業 ・ ・ ・ ・ ・

【 概要 】

養育支援訪問事業は、養育支援が特に必要であると認められる家庭を家庭相談員が訪問し、保護者の育児、家事などの支援を行い、養育能力を向上させるための事業です。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
延べ件数（人）	647	618	622	627	640

【 量の見込みと確保量 】

	令和 2 年度 （実績）	令和 3 年度 （実績）	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
量の見込み	426	383	700	700	700

【 検証と今後の方向性 】

近年、保護者の養育力の低下や精神疾患などの理由で、育児や家事などが出来ない家庭が増えています。養育能力を向上させるため、訪問回数を増やすなど、養育上の諸問題の解決や軽減を図り、家庭において安定した養育が可能になるような支援が必要です。

また、令和 4 年度に設置した「子ども家庭総合支援拠点」では、家庭相談員に加え、保健師、保育士等の専門職を配置し、より具体的な育児に関する技術的指導や養育者の精神的サポートを行っています。

さらに、子どもの自立を保護する観点から、子育て世代包括支援センターや児童相談所と連絡を密にするとともに、要保護児童対策地域協議会との連携も図りながら、様々なニーズに対応出来るように取り組んでいきます。

6 その他の母子保健事業

【 概要 】

母子保健法に基づき、妊産婦および乳幼児の健康の保持増進および異常の早期発見を目的として、すべての子どもが健やかに成長発達することを支援する事業です。

広くは母性全体と 18 歳までの子どもが対象ですが、学校保健の管理下に至るまでの就学前の時期を主な事業対象としています。

子どもの健やかな成長に欠かせない食事、睡眠、遊びなどを中心とした基本的生活習慣を確立させること、母と子を取り巻く育児環境をより良いものへと整えていくことを目指し、事業の内容等を改善しながら展開します。

【 実績 】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度
不妊治療費助成事業申請件数	31	41	38	39	40
プレイパ&プレイママ教室(参加数/開催数)	47/12	70/12	47/12	35/12	36/12
1 か月児健診受診数	241	228	212	200	207
3 か月児育児教室(参加数/開催数)	135/12	152/12	145/12	148/12	144/12
4 か月児健診受診数	239	243	225	233	210
6 か月児健診(参加数/開催数)	230/12	239/12	235/12	219/12	221/12
9 ～ 10 か月児健診受診数	263	250	217	225	217
1 歳児育児教室(参加数/開催数)	204/12	169/12	178/12	190/12	177/12
1 歳 6 か月児健診(参加数/開催数)	209/12	230/12	248/12	232/12	221/12
2 歳児歯科検診(参加数/開催数)	44/1	44/1	41/1	59/1	36/1
3 歳児健診(参加数/開催数)	258/12	218/12	247/12	244/12	210/12
母乳育児相談	136/19	109/20	151/20	209/19	220/20
子育てワイワイ広場(参加数/開催数)	130/19	108/21	137/22	226/19	220/20
スズキ元気っ子教室(参加数/開催数)	406/12	289/12	310/12	296/12	336/12
遊びの教室ひだまり(参加数/開催数)	73/12	78/12	79/12	62/11	72/12
乳幼児訪問(保育園訪問含む)	216	208	174	293	250
保健推進員による乳幼児家庭の声かけ訪問	1,962	2,604	2,189	2,172	2,500
保健推進員による子育て教室 (参加数/開催数)	285/12	217/12	252/12	216/12	244/12
保健推進員委嘱人数	56	57	58	59	59

※令和元年度は見込み数

【 検証と今後の方向性 】

人と人とのふれあいが希薄化している社会の中では、あえて母親同士が交流を図れる場所や時間が必要です。あらゆる保健事業の中にそのような場所や時間を設定し、他人や専門家とのコミュニケーションを図れる場を通して、子どもが適度な刺激を受けて成長するとともに、保護者同士が交流することで育児能力を高めることのできる事業を展開していきます。

出生数の減少が見込まれていますが、個々へのより丁寧な対応が求められていることから、子どもの成長に合わせたその時々の健康診査や相談の場、子どもを理解するための学習の場としての教室等は必要不可欠であり、現行事業を減らすことなく、内容の充実を図っていきます。



第6章 計画の推進

1 施策の実施状況の点検

計画の適切な進行管理を行うために、具体的施策の進行状況について把握するとともに、「小浜市児童福祉審議会」において、施策の実施状況について点検・評価し、これに基づいて対策を実施するものとします。

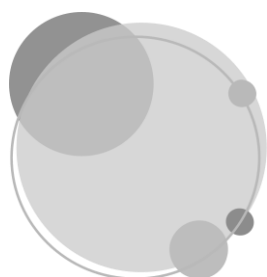
この計画は、5つの基本目標を設定し、令和2年度から5年間の教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策、実施時期等を策定し、市全体として子どもを産み育てやすいまちづくりが進んでいるかどうかを検証します。

なお、教育・保育の量の見込みと確保方策、実施時期については、計画途中において、利用者のニーズの動向や利用状況を見ながら、必要に応じ中間見直しを実施し、適正な事業量の確保や施策の方針について調整を行います。

2 国・県等との連携

計画に掲げる取り組みについては、制度や法律に基づく事業もあるため、国や県、近隣市町との連携を深め、必要に応じて協力要請を行い、計画を推進します。

教育・保育施設等の円滑な利用の確保のほか、保護を必要とする子どもの養育環境の整備、ひとり親家庭の自立支援などについて、専門的かつ広域的な観点から県との連携を深めるとともに、必要に応じて、県を通じ、産業界や事業者に対する雇用環境の整備に向けて働きかけるなど、施策の充実に努めます。



資料編

1 小浜市児童福祉審議会設置条例

昭和 51 年 9 月 28 日

条例第 23 号

小浜市児童福祉審議会設置条例(昭和 26 年小浜市条例第 20 号)の全部を改正する。

(設置)

第 1 条 児童福祉法(昭和 22 年法律第 164 号)第 8 条の規定により、児童福祉行政の円滑な運営をはかるため、小浜市児童福祉審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ児童福祉に関する事項について調査審議する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 10 人以内をもつて組織する。

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が任命する。

- (1) 教育委員会の委員 2 人以内
- (2) 児童委員 4 人以内
- (3) 学識経験を有する者 4 人以内

2 審議会の委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

3 前項の委員に欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(臨時委員)

第 5 条 審議会に特別の事項を審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。

2 臨時委員は、市長が任命する。

3 臨時委員の任期は、当該特別の事項に関する審議が終了するまでとする。

(会長)

第 6 条 審議会に会長を置き、会長は委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

3 会長に事故があるときまたは会長が欠けたときは、あらかじめ会長が指定する委員がその職務を代理する。

(会議)

第 7 条 審議会は、委員および議案に係るある臨時委員の 2 分の 1 以上の出席がなければ会議を開くことができない。

2 審議会の会議は会長が議長となり、出席委員の過半数でこれを決する。可否同数のときは会長の決するところによる。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、民生部福祉事務所において処理する。

(委任)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 60 年 10 月 1 日条例第 19 号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成 5 年 3 月 25 日条例第 2 号)

この条例は、平成 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 11 年 3 月 23 日条例第 12 号)

この条例は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 14 年 3 月 25 日条例第 4 号)抄

この条例は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 21 年 3 月 30 日条例第 3 号)

この条例は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。

2 小浜市児童福祉審議会委員名簿

(敬称略)

	氏 名	改選 ※1令和2年11月22日～ ※2令和2年12月12日～	所 属	備考
1	山崎 正博		小浜市教育委員会の 委員	会長
2	入江 深砂	村上 郁子※1	小浜市教育委員会の 委員	
3	吉村 征一	品川 憲治※2	小浜市民生委員・児 童委員	
4	古谷眞知子		小浜市民生委員・児 童委員	
5	高島 恭子	前野 美穂子※2	小浜市主任児童委員	
6	松崎 眞理		元学校長 (学識経験者)	
7	坂田 多賀子		ふれあいスクール指 導員(学識経験者)	
8	糴谷 恵子		幼児教育指導員 (学識経験者)	
9	芝 美代子		NPO 法人理事長 (学識経験者)	職務 代理
10	櫻井 京子		保育園運営事業者代表 (チューリップ保育 園園長)	臨時 委員
11	近藤 恵美		浜っ子こども園保育 会副会長	臨時 委員
12	松見 由香里		小浜市 PTA 連合会 副会長	臨時 委員
13	車田 民江		公立保育園園長会代表 (遠敷保育園園長)	臨時 委員

3 第2期小浜市子ども・子育て支援事業計画策定に係る経過

年 月	内 容	
平成31年 2月19日～3月4日	小浜市子ども・子育て支援事業計画策定に係る経過ニーズ調査の実施	
令和元年 7月3日	第1回 小浜市児童福祉審議会開催	・諮問 ・ニーズ調査の結果と課題分析 ・事業計画の概要とスケジュール
令和元年 8月21日	第2回 小浜市児童福祉審議会開催	・事業計画（案）の検討 ・量の見込み（案）の検討
令和元年 11月8日	第3回 小浜市児童福祉審議会開催	・事業計画（案）の検討 ・量の見込み（案）の検討
令和元年 12月16日	第4回 小浜市児童福祉審議会開催	・事業計画（案）の検討 ・量の見込み（案）の決定
令和2年 1月15日～2月4日	パブリックコメントの実施	
令和2年 3月12日	第5回 小浜市児童福祉審議会開催	・パブリックコメントの結果について ・事業計画（案）の承認
令和2年 3月19日	市長へ答申	

第2期 小浜市子ども・子育て支援事業計画
令和2年3月

発行：小浜市 民生部子ども未来課

〒917-8585 福井県小浜市大手町6番3号

電話：0770-53-1111(代表)

e-mail：kodomomirai@city.obama.fukui.jp
